

令和3年第6回平群町議会

定例会会議録（第2号）

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------------|-------------|-----------|-------------|-------------|---------------|---------------|---------|---------|-------------|---------|-------------|---------|-------------|---------|-------------|-------|-------------|---------|
| 招 集 年 月 日 | 令和3年9月14日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 招 集 の 場 所 | 平群町議会議場 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 開 会 （ 開 議 ） | 9月14日午前9時0分宣告（第2日） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 出 席 議 員 | <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 番 岩 崎 真 滋</td> <td style="width: 50%;">2 番 長 良 俊 一</td> </tr> <tr> <td>3 番 山 本 隆 史</td> <td>4 番 井 戸 太 郎</td> </tr> <tr> <td>5 番 稲 月 敏 子</td> <td>6 番 植 田 い ず み</td> </tr> <tr> <td>7 番 山 口 昌 亮</td> <td>8 番 森 田 勝</td> </tr> <tr> <td>9 番 山 田 仁 樹</td> <td>1 0 番 窪 和 子</td> </tr> <tr> <td>1 1 番 下 中 一 郎</td> <td>1 2 番 馬 本 隆 夫</td> </tr> </table> | 1 番 岩 崎 真 滋 | 2 番 長 良 俊 一 | 3 番 山 本 隆 史 | 4 番 井 戸 太 郎 | 5 番 稲 月 敏 子 | 6 番 植 田 い ず み | 7 番 山 口 昌 亮 | 8 番 森 田 勝 | 9 番 山 田 仁 樹 | 1 0 番 窪 和 子 | 1 1 番 下 中 一 郎 | 1 2 番 馬 本 隆 夫 | | | | | | | | | | | | |
| 1 番 岩 崎 真 滋 | 2 番 長 良 俊 一 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 番 山 本 隆 史 | 4 番 井 戸 太 郎 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 番 稲 月 敏 子 | 6 番 植 田 い ず み | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 番 山 口 昌 亮 | 8 番 森 田 勝 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 番 山 田 仁 樹 | 1 0 番 窪 和 子 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 1 番 下 中 一 郎 | 1 2 番 馬 本 隆 夫 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 欠 席 議 員 | な し | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名</p> | <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">町 長</td> <td style="width: 50%;">西 脇 洋 貴</td> </tr> <tr> <td>副 町 長</td> <td>植 田 充 彦</td> </tr> <tr> <td>教 育 長</td> <td>岡 弘 明</td> </tr> <tr> <td>総 務 部 長</td> <td>川 西 貴 通</td> </tr> <tr> <td>住 民 福 祉 部 長</td> <td>大 浦 孝 夫</td> </tr> <tr> <td>事 業 部 長</td> <td>島 野 千 洋</td> </tr> <tr> <td>教 育 部 長</td> <td>巳 波 規 秀</td> </tr> <tr> <td>政 策 推 進 課 長</td> <td>山 崎 孔 史</td> </tr> <tr> <td>総 務 防 災 課 長</td> <td>松 本 光 弘</td> </tr> <tr> <td>住 民 生 活 課 長</td> <td>浅 井 利 育</td> </tr> <tr> <td>健 康 保 険 課 長</td> <td>乾 充 喜</td> </tr> <tr> <td>経 済 建 設 課 長</td> <td>寺 口 嘉 彦</td> </tr> </table> | 町 長 | 西 脇 洋 貴 | 副 町 長 | 植 田 充 彦 | 教 育 長 | 岡 弘 明 | 総 務 部 長 | 川 西 貴 通 | 住 民 福 祉 部 長 | 大 浦 孝 夫 | 事 業 部 長 | 島 野 千 洋 | 教 育 部 長 | 巳 波 規 秀 | 政 策 推 進 課 長 | 山 崎 孔 史 | 総 務 防 災 課 長 | 松 本 光 弘 | 住 民 生 活 課 長 | 浅 井 利 育 | 健 康 保 険 課 長 | 乾 充 喜 | 経 済 建 設 課 長 | 寺 口 嘉 彦 |
| 町 長 | 西 脇 洋 貴 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 副 町 長 | 植 田 充 彦 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教 育 長 | 岡 弘 明 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 総 務 部 長 | 川 西 貴 通 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 住 民 福 祉 部 長 | 大 浦 孝 夫 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事 業 部 長 | 島 野 千 洋 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教 育 部 長 | 巳 波 規 秀 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 政 策 推 進 課 長 | 山 崎 孔 史 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 総 務 防 災 課 長 | 松 本 光 弘 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 住 民 生 活 課 長 | 浅 井 利 育 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 健 康 保 険 課 長 | 乾 充 喜 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 経 済 建 設 課 長 | 寺 口 嘉 彦 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名 | <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">議 会 事 務 局 長</td> <td style="width: 50%;">西 谷 英 輝</td> </tr> <tr> <td>主 幹</td> <td>高 橋 恭 世</td> </tr> <tr> <td>主 査</td> <td>大 文 字 睦 美</td> </tr> </table> | 議 会 事 務 局 長 | 西 谷 英 輝 | 主 幹 | 高 橋 恭 世 | 主 査 | 大 文 字 睦 美 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 議 会 事 務 局 長 | 西 谷 英 輝 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 主 幹 | 高 橋 恭 世 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 主 査 | 大 文 字 睦 美 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 議 事 日 程 | 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

一般質問発言順序

| 発言 順序 | 議席 番号 | 氏 名 | 質 問 要 旨 |
|----------|----------|-------|--|
| 1 | 9 番 | 山田 仁樹 | 1 コロナ感染症における医療対応並びにPCR検査について 2 国道168号線の協和橋東詰交差点改良について |
| 2 | 11番 | 下中 一郎 | 1 防災協定の締結について 2 相互応援協定の締結について |
| 3 | 7 番 | 山口 昌亮 | 1 櫛原山林のメガソーラー開発について 2 町広報誌の配布方法について |
| 4 | 5 番 | 稲月 敏子 | 1 町内の産業用太陽光発電所について 2 道路の破損や危険箇所通報装置導入について 3 町内近鉄線の駅員巡回配置について |
| 5 | 2 番 | 長良 俊一 | 1 教育委員会総務課の今後のあり方について 2 経済建設課の連携関係について 3 令和4年度における町行政の展望について |

令和 3 年 第 6 回 (9 月)
平群町議会定例会議事日程 (第 2 号)

令和 3 年 9 月 1 4 日 (火)
午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

再 開 （午前 9時00分）

○議 長

皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより令和3年平群町議会第6回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおり、一般質問であります。

日程第1 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は10名の議員から提出されております。本日は発言順位1番から5番までといたします。順次質問を許可いたします。

まず発言番号1番、議席番号9番、山田議員の質問を許可いたします。山田議員。

○9 番

皆さん、おはようございます。議長の許可を頂きましたので、通告に基づいて質問させていただきます。町当局並びに町長のお考えをお聞きします。朝一番の質問でございます。張り切ってまいりますので、よろしく願いいたします。

コロナ感染症における医療対応並びにPCR検査について、国道168号線の協和橋東詰交差点改良について、大きく2点についてお伺いいたします。

まず1点目は、コロナ感染症における医療対応並びにPCR検査について質問いたします。

コロナ感染症は、人類が世界各国でこれまで約2年近くも闘い続け、我々日本人にとっても闘いが続く現在、第5波として、また感染者が増え続け、非常事態を宣言する自治体が増えていくという悪循環の中、医療に携わられる方々の御苦労、御努力、御尽力に改めて感謝を申し上げます。一日も早く収束に向かうことを願うばかりです。そのような大変な忙しい中、県事業である保健所の業務についてお聞きすることは大変申し訳ありませんが、よろしく願いいたします。

実は、私は7月10日にコロナ感染症を発症いたしました。ただ、私が言うのは間違いかもしれませんが、私自身感染した経路、思い当たる状況がなく、家族以外で接触者の誰一人感染者が発生していない現状でありました。もちろ

ん私自身の注意不足は否めないところですが、不要不急の外出を控える等、最低限の社会生活を過ごしていても、誰もが感染してしまう可能性があるのが現実の状況であるというのが正直な気持ちです。

コロナ感染は、単に個人の責任、不注意で片づけることができる問題だと言えるのでしょうか。どこで感染するのか、どこで感染したのか分からない社会生活を送る中、いつ感染するかもわからない対策を取っていても、誰かがコロナウイルスを保持していれば、その室内で感染対策をしていても感染しないとは限りません。そのような中、多くの方々より心配の声を頂きましたが、心ない人により誹謗中傷もありました。その真意は不明ですが、平群町議会議員の中から感染者が出たことをあえて知人の方々にメールし、困ったものと、送信された議員の方もおられたようです。極端な言い方をすれば、この議場でさえ感染しないという保証はありません。より感染リスクを回避、防御するために、換気、消毒、つい立て等、様々な対策を講じていてもリスクはゼロでなく、ましてや家庭内感染などは現実的に防ぐことができない状況になってきているのが現状だと思います。

私の場合、7月10日土曜日の夜に発熱、7月12日の月曜日に熱がある場合も診察していただける病院で、コロナ検査も含め検査していただいたところ、約20分程度で考えもしなかった陽性と判定され、それ以後は保健所の管轄に変わるため病院では対応できないことになっているとのことでした。その後、保健所の指示の下、軽症ではありましたが、基礎疾患もあることから大事を取り入院勧告通知書により入院。発症から10日後の7月20日、順調に回復しているとのことでありましたが、PCRの再検査は実施することなく退院。文書にて就業規制解除、社会復帰が許可されました。

一方、私以外の家族3人は、濃厚接触者の認定を受け、私が入院した後、2日間の自宅待機の後、7月14日のPCR検査の翌7月15日、結果通知により2人が陽性、1人が陰性となりました。陽性の2人は即時指示されたホテルでの隔離となり、7月24日に退所。文書にて就業規制解除、社会復帰が許可されました。陰性となった家族には、口頭ではありましたが、自宅待機要請の上、7月29日まで就業規制要請を受けました。また、陰性者には保健所より、もし体調が悪くなっても勝手に病院に行かず、保健所にまず連絡するように指示があり、その上、PCR検査結果の陰性証明は出せないということでした。一方、陽性者の2人は、7月12日からの2日間の自宅待機といっても「食料等の買い出しは仕方がないので行っていただいて結構です」とのこと。感染の可能性が高いという判断であれば、感染拡大の観点からいっても何かおかしいと思うのですが、不思議です。また、陽性反応が出たうちの1人はPCR検査

の時点で既に微熱ですが発熱していましたが、濃厚接触者の認定を受けた者は、結果が判明するのに時間のかかる保健所のPCR検査以外、医療機関での抗原検査、診察を行っていただくことはできないとのことでした。濃厚接触者ということで、法律的にそのような扱いになるのかもしれませんが、法律の改正も含め言いたいこと、不思議な点はたくさんあり、運用の中で県も柔軟に対応することができないのか非常に疑問であり腹立たしくもあります。今回は身近で素朴な疑問についてお伺いいたします。

家庭内感染の場合、まず最初の発症者以外、濃厚接触者扱いとなり、もともと最初は無症状として保菌者であったり、発症者より先に感染していた可能性もある中、家族感染拡大防止の観点からも家族全員、至急に病院で抗原検査またはPCR検査をし、陰性の場合、3日後、7日後、早期発見のためPCR検査をすることも必要だと思うのですが、検査者数が増え多額の予算が必要になると困るのでできないのでしょうか、何かおかしいと思います。いかがでしょうか。

濃厚接触者になると、感染症法、2類感染症に指定されているからか、保健所以外の診療所等では検査してもらえない上、陰性になっても2週間自宅で自主隔離を要請され、家庭内感染拡大防止策は自主的な策以外、公的には講じられません。ちなみに、別件も含め2度濃厚接触者になった友人によると、中和保健所では、PCR検査結果は検査日の夕方に通告されましたが、郡山保健所では、検査結果は次の日の通告であり、検査費用は無料であったとのことですが、家族間濃厚接触者は郡山保健所の指示により、生駒郡地域外来検査センターで受診し、1人1,880円必要となっています。この違いはどのようになっているのでしょうか。また、このほか感染防止策を施し業務打合せを行ったため濃厚接触者として認定されなかった私との接触者4人は、会社の方針として民間病院で自費にてPCR検査を受け、1人1万6,000円の費用がかかったそうです。感染の疑いのある人には、これまで以上に保険適用の範囲内でスピーディーにPCR検査や手軽な抗原検査の実施はできないのか疑問です。そのことが2次感染、3次感染を防ぐ手だてだと思います。感染症に関わる法律等は全ての人が把握していない中、丁寧な分かりやすい説明がもっと必要ではないでしょうか。

そこで、改めて質問を整理します。

①濃厚接触者に認定され陰性になった者は、検査結果の陰性証明は出せないとのことですが、なぜ結果通知書等も発行できないのでしょうか。

②感染拡大防止の観点からも、感染者の家族や濃厚接触者等は2日間検査を待つのではなく、至急に病院で抗原検査またはPCR検査を実施し、陰性の場

合、3日後、7日後等、早期発見のためPCR検査をすることも必要だと思うのですが、検査者数が増え多額の予算が必要になることを回避する理由からできないのでしょうか。

③感染の検査結果必要時間で、抗原検査では20分、PCR検査では1日以上と大きな時間の違いがあるのに、抗原検査実施を推奨しない理由はなぜなのでしょう。

④濃厚接触者の中でも、PCR検査費用の負担と無償の違いがある理由はなぜなのでしょう。

⑤小学生（特に低学年）の児童や乳幼児が感染してしまった場合の対応はどのようになっているのでしょうか。1人で放置することなど到底できない、親が感染するのは仕方ない、避けられない状況ではないのでしょうか。その逆も同様で、独り親家庭も含めて親だけが感染した場合は、残った子どもの対応はどの部署でどのようにされているのでしょうか。

⑥感染症に関わる法律等は、大多数の人が理解していない中、抗原検査・PCR検査等、丁寧な分かりやすい説明がもっと必要ではないかと思いますが、その点についてはどうでしょうか。

大きな2点目は、国道168号線の協和橋東詰交差点改良についてお伺いいたします。

この質問は、今から10年以上前の平成21年3月議会の一般質問で取上げ、その後、国道168号南行き方面の右折レーンを設置していただき、竜田川より西側に居住する住民にとっては大変便利になりましたが、横断歩道等、歩行者の安全性及び協和橋からの自動車の進入には、いまだに良好、安心な状況とは言えません。数年前の椿井地区コーナン誘致による開発計画では、交差点改良の計画もあり、安全性及び利便性は高まると期待していましたが、その計画も頓挫してしまいました。国道168号線は、県管理道路であり県事業ですが、本町内の住民の安全安心を守る観点から、より安全な交差点改良の実施が必要と思われませんが、町の考え並びに県の方針についてお聞きします。

まず、一つ目の質問として、10年前と比べ、国道168号線の通行車両数は大きく増加し、生駒市部分の小平尾バイパス、一分バイパスが全線開通されれば、今後ますます通行車両は増加傾向になっていくことが予測されます。そのような中、バイパス沿いの医療機関、イオンビッグやサンディ、くまがしエステーション・道の駅等を利用された方々やウォーキングを楽しむ方々が国道168号東側の歩道を歩いてこられ、協和橋交差点南側の横断歩道まで進まないで、旧椿井交番所跡地の前を渡ろうとされる人が多く、協和橋から青信号で北側、南側へ進行しようとする車両と交錯するという大変危険な状況をよく目に

します。昔は椿井地区の方々が主に利用されるだけの横断歩道でしたが、現在は、道の駅方面に歩いて行かれる人、道の駅方面から歩いてこられる人も利用していただかなければならない横断歩道ですが、現状はなかなかそうっていない状況です。以前の質問では、横断歩道橋を協和橋の北側に新設し、協和橋上流、北側にも歩道を設置できないか、お願いをいたしました。が、財政的な問題もあり歩道の新設は困難であり、横断歩道としても168号西側には歩道がなく待機場所がないため、協和橋北側への横断歩道新設は困難との回答でした。現在10年前と比較しても、歩行者や通行車両の増加している状況の中、協和橋南側歩道の延長上に横断歩道を移設することはどうでしょうか。そうすることで、椿井地区の方々も含め全ての歩行者が安全に横断できるのではないのでしょうか。

次に、二つ目の提案として、椿井公民館側からの国道進入用青信号と西宮側からの国道進入用青信号の順序を逆にするという改良が必要だと考えますが、いかがでしょうか。現在の状況として、椿井側からは1回の信号で車が待機していない通過車両がないときがあり、1回の青信号で全ての信号待ち車両が通過し切れないということがほとんどないのに対し、協和橋西宮側からは1回の青信号で4台程度しか通過できず、全ての信号待ち車両が一度の青信号で通過し切れない状況が多々あります。これは協和橋西宮側からの通行車両台数が多い現状に対し、青信号の時間にも違いがあるからです。椿井公民館からの現状は、横断歩道の歩行者青信号と連動していることもあるのか、椿井からの青信号時間が13秒間あるのに対し、協和橋西宮側からは通行車両が多い状況にもかかわらず、青信号が10秒しかありません。その上、国道からの北行き直進車両が協和橋南側の停止線で赤信号となり停止しなければならない状況にもかかわらず、停止せず通過する車両が多いため、南行き右折車両が赤信号で右折しなければならない状況、協和橋西宮側からの車両が青信号になっても交差点内に進入できない状況となり、通過可能車両台数が3台以下になってしまうこともよくあります。

以上の状況から、1点目の質問であった横断歩道を北側に移設し、信号の順序を椿井公民館からの信号が先に青信号になり、次に協和橋西宮側からの信号が青信号に変わるように変更し、協和橋の青信号時間を長くし車両及び歩行者の安全・車両の流れがスムーズになる交差点改良を実施するべきであると提案いたしますが、いかがお考えでしょうか。

ちなみに、協和橋東詰め交差点の国道168号線の南行き青信号時間は70秒で、北行き青信号時間は69秒であり、三里地区、三里南交差点の168号バイパス進入青信号は約22秒、バイパス用青信号の時間は65秒となっております。

り、平等寺地区、平等寺交差点の168号バイパス進入用信号は感応式で、自動車が事前に停車したときだけ約15秒間青信号となり、待機自動車がいないときは赤信号のまま変わりません。また、バイパス用南行き青信号の時間は順次65秒、55秒、45秒間と変化していきます。また、協和橋東詰め交差点の改良については、通行車両台数も調査し、協議する必要もあると思いますが、いかがお考えでしょうか。

以上、大きく2点について明確な御答弁をお願いいたします。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、山田議員の1点目の御質問でございます。コロナ感染症における医療対応並びにPCR検査につきまして、多岐にわたりまして御質問を頂戴しておりますので、順次、御答弁申し上げたいと存じます。

まず、コロナ感染症についてでございますが、誰もが感染する可能性のある新型コロナウイルスをはじめとする感染症については、感染された方が誹謗中傷を受けたり、感染を理由に差別的な取扱いを受けることは断じてあってはなりません。

それでは、議員1点目の御質問の陰性証明の発行についてお答えをさせていただきます。奈良県並びに郡山保健所に確認しましたところ、陰性証明の発行はしていないとの回答でございました。なお、民間の検査機関などでは、検査結果により陰性証明を発行していることもございますが、現時点では国の考え方、対応策ということで発行していないというのが現状でございます。

2点目のPCR検査の早期実施についてでございます。PCR検査を行うには、検査の順番や検査機関の空き状況、クラスター等の発生、病状などによる臨床状況などを勘案して優先順位を見極めて行っているとの見解でございます。また、検査の時期や回数については、国内外の実施状況を参考にしながら、学術的な見地から、その方法や基準については必要な改正が行われておるところでございます。

3点目の抗原検査実施を推奨しない理由についてでございます。抗原検査はウイルスを特徴づける、たんぱく質、いわゆる抗原を調べておりますが、その検出には一定以上のウイルスの量が必要となります。検査実施場所は、医療機関や検査センターなどで実施が可能です。判定時間は約30分程度ということでございます。一方、PCR検査につきましては、ウイルスを特徴づける遺伝子配列を調べる検査となっております。抗体検査よりも少ない量のウイルスを検出することができます。しかし、検体を専門機関に搬送して実施

しなければならないことから、搬送時間も含めた時間と検査機関の稼働量が判定時間に影響することになります。検査精度を求めれば、全員がPCR検査を受ければよいのですが、どうしても判定時間のかかることによります心理的不安の継続や社会経済活動への抑制時間などを考慮して、個別の状況によりましてPCR検査と抗原検査を有効に活用しているというのが現状でございます。

次に、4点目のPCR検査の費用負担についてでございます。本来、PCR検査そのものについては全国的に無料となっておりますところでございます。その上で保健所が検査を行った場合は行政検査となり検査費用は発生しませんが、全ての検査を保健所で行うことは困難であることから、早期に検査が可能な医療検査機関において検査を行うこととなります。その場合、医療検査機関においては、初診の診察について基本的な項目をどこまで行うのかという点に加えて、感染者の状況により、どこまでの検査を行うのかが決定をされます。この場合は、それぞれの医療検査機関において差異はあるものの、初診料的な金額として自己負担は発生することとなります。

次に、5点目の児童や乳幼児の感染対策についてでございます。まず、子どもさんが感染された場合でございますが、保護者の方との御相談になりますが、医療機関においてお預かりすることとなります。次に、保護者の方が感染された場合の子どもさんへの対応についてでございます。まずは保護者の代わりに養育できる親族や知人を探していただくこととなりますが、親族や知人を頼ることのできない場合、保健所とこども家庭相談センターで調整をいたしまして、保護者の同意の上、こども家庭相談センターで一時的にお預かりをすることとなります。

続いて、6点目の丁寧な分かりやすい説明の必要性についてでございます。まず、保健所の対応といたしましては、感染者や濃厚接触者が発生した場合、その関係者への説明も含めて聞き取り調査や後の健康観察の機会に個別具体的な対応を行い、広報やホームページなどを活用して感染の防止だけでなく、濃厚接触者になったときの対応などについても啓発をしているという見解でございました。次に、町におきましては、リアルタイムで情報提供できるツールといたしまして、ホームページを活用し新型コロナウイルス情報をトップページに掲げまして、感染症対策や関連情報を掲載し、随時新しい情報を提供できるように努めておるところでございます。

以上でございます。

○議長

山田議員。

○9番

ありがとうございます。第5波が真ただ中で、奈良県においても8月24日にホームページによりますと最高の223人ですか、感染者があつて以来、昨日は最近少なくなって41人の方が感染された。そのような忙しい中で、県、保健所にいろいろお聞きするのは心苦しいところではあります。私自身としても、今聞かなければいつ聞くんだということもありまして、あえて質問をさせていただいたところでございます。

その中で再質問させていただきますが、陰性証明については発行されていないから聞いているんであつて、正直、先ほどの答弁では理由になっていないのかなと。民間では発行しているところもあるがということで、国の対応策として発行していなくても、証明でなくても陰性通知等も含めて、本来は検討していただきたいところでもあります。しかし、この質問については、もう答弁は結構です。

2番目ですが、PCR検査は臨床状況を勘案し、優先順位を見極めて行っているということですが、この優先順位とは明確になっていないのではないかなと。答えになっているのかなと思うんですが、感染者の増加予防にもっと力を入れるべきだと思うんですね。家族間の場合等、誰がもともとの保菌者か分からない場合があるということで、発症した時点でPCR検査を全員が実施する必要があるのではないかなと、2日間待つというのではなく。家族間の中でまだ発症していない家族にほかにも濃厚接触者がおられ、後で分かったのでは次々と濃厚接触者が増えていく、後追いになるのではないかなと思う。そのために、まずは早急に調べる必要があるのではないかと、抗原検査であっても、時間がかかる唾液等によるPCR検査よりも。私の場合は20分で結果が出ましたからね。そんな検査もあるのに、ほとんどが次の日、大阪では2日後とかいうふうに聞いているんですが、それでは次の濃厚接触者の手だてができないのではないかなと思うので、本来はそうあるべきかなと思うんですが、制度のこともあつて、いろいろな事情があるのかもわかりませんが、単純にそういうふうに感じましたので質問をさせていただきました。これも答弁は結構です。

3番目については、個別の状況によってPCR検査や抗原検査を有効に活用しているとおっしゃられるんですが、先ほど言ったように、感染防止にはスピーディーな対応が一番必要ではないか。どのように有効にPCRと抗原検査を実施されているのか本来は聞きたいところですが、多分、町当局では分からないと思いますので、本来の私の質問からして聞きたいところが答えられていないというのは少し残念です。

4点目です。保健所の検査は行政検査で医療検査機関ではなく、初診料的な金額として、医療機関であると自己負担が発生するという事なんですが、何

かおかしい。保健所の指定で、生駒郡地域外来検査センターに行きなさいというところで行ったら初診料が発生する。保健所の指導で郡山保健所に来なさいとおっしゃれば無料である。検査する側に選択肢はないんですよ。金額の問題ではなくて、民間へ行けば、先ほど言ったように1万6,000円かかるんですが、選択肢がなくても、移動手段もあっていろんな事情があるのかもわからない。郡山保健所では受け切れない、それも分かりますけど、公平にするべきだと思うんですよ。それがどうしても法律の関係でできないのであれば、丁寧に説明する必要があると思う。ここへ行っていただければお金はかかりますが、ここへ行っていただかなければ時間がかかるのでどうされますかとか、受診する側にも本来選択肢があって、受診する側にも検査費用について十分理解した上で受けるべきであると思うんですが、何か一方的過ぎないんですかと。本来は再質問したいんですが、再質問する相手がおられないので、そのことでお聞きしたんですが、これもお答えいただけていない。ただ、町としては、生駒郡地域外来検査センターを4町で緊急的に3月31日まで一旦、補助金を予算を手当てして執行したんですけど、それ以後また延長されたと思うんです。だから、今検査もドライブスルー的にやられてると思うんですけど、そのことについて、生駒郡の中でも保健所で受けるのと違いがあるのでは手だてするべきだと思うんですが、町としてはそのことについてはどうお考えですか。これはちょっとお聞きしたいと思います。

それから5点目、ちゃんと子どもたちの手だてをやっているということで、少し安心いたしました。が、県単独で市町村・自治体が把握している情報を把握できるんでしょうか。そのために市町村が身近になって、民生委員さんの方々も通じたりしてですね、一番分かってるのは市町村なのに、県でないと直接対応できないということでは迅速に行われているのかなというのが少し不安ですが、やっただいてるんであればそれで結構ですが、6点目になったときにですね、質問が5番と重複するんですが、市町村の自治体を通して、もっと県民、町民、市民に説明すべきだと思うんです、身近なことについてね、どうすべきだということ。医療費のこととか、PCR検査をたくさん実施できない。もっともっとPCR検査を増やすべきだと思うんですが、それができない理由があるんであれば、なぜできないのか。今の現状がどうなってるのか、検査の現状がどうなってるのかということ、みんなが不安に思ってると思うんですよ。そのことをなぜできないのかなというふうに感じました。先ほど言いましたように、濃厚接触者に指定されると、それ以後、検査も受けられない。病院では見ることはできない。私がかかった病院では、わざわざ私の家族に見てあげたいけど、もう濃厚接触者に指定されるであろうから申し訳ない

けど、検査をしてあげられないって。そんな法律的で濃厚接触を止める手だてを止めるというのは何かおかしいんじゃないか。検査はやってもいいんじゃないか、それは感染症法による法律に関わってくるのかもしれませんが、それであれば、ちゃんと説明をするべきだと思うんですが、そのことがもう少し必要ではないかと思います。

最近、生駒市と天理市が自宅療養者の自治体への情報開示について県に求められたけども、県は拒否されたことが新聞に載ってました。厚労省は開示するようにということも、今通達で出されているように感じました。独り親家庭等は、感染情報も含めて、県単独で情報収集、適切な対応が本当に迅速に行われているのか不安なところです。私は実体験として、いろいろなぜと思うことについて質問して、ほかの方ももっとたくさん疑問点があると思うんですが、今質問したことは、また何かの機会に県のほうに進達していただければと思うんですが、生駒郡地域外来検査センターの件については、答弁をお願いしたいと思います。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、山田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

P C R 検査の費用負担の公平性という部分で、再質問のほうを頂いたところでございます。ちょっと答弁が重複することになりますが、保健所が行う行政検査というのは一応無料ということで、検査医療機関は有料ということになっておるといことで御答弁申し上げたところでございます。実際に、実態的なお話といいますか、現状という部分で申し上げましたら、保健所で濃厚接触者の方の検査を全て行うということは、現実的に物理的にちょっと不可能ではないかということも併せて、対象者の方を様々な医療検査機関のほうで検査をお願いされてるといのが現状かなと、まず理解をしております。検査対象者の方が保健所で順番待ちをしていただいたりとか、有償だから無償だからということによって時間的な選択を制約するというのもなかなかできないことなのかなということでございます。その上で、費用については検査医療機関であれば、いわゆる診療報酬に基づくものでございますので、検査に来られた方の初診であったり、問診であったりというふうな一定の医療行為が発生するわけでございますので、その部分での診療報酬ということ御本人の御負担になるということでございます。

ちょっと繰り返しでございますが、P C R 自身の検査については無料ということでございます。確かに、検査医療機関の費用をどう取り扱うのかという

ころでございますが、この件につきましては、生駒郡の場合、議員お述べのように、生駒郡地域外来検査センターのほうで対応しているケースが多うございますので、そちらのほうにも一応確認はさせていただきました。だから、今申し上げたとおり、検査費用については無料になるが、対象者の方が来られたときは一定そういうふうな医療行為も必要になるので、その部分の費用については発生しておるということでございます。これの対応についても市町村の判断だけで、その場でその医療費部分について減免をすとか、また償還払いにするとかいうことは事務的には不可能でできないなということでございますので、そこは各市町村の判断になるのかなというところでございます。検査センターとしましては、そういうふうな取扱いを今現状行っておるというところでございます。

○議長

山田議員。

○9番

答弁を聞いてましたら、できない状況であるというだけおっしゃってるように聞こえるんですけどね。PCR検査は無償であるとはいっても、これはいろんな経費もかかってくるでしょうから、公費で負担されてるだけじゃないですか。私は入院しましたが、その入院費用も後で返していただいて公費負担になってるわけですよ。PCR検査も、お医者さんは当然医療行為をして医療費を請求されるのはよく分かるんで、それを公費負担にすればいいという話なんですよ。それができるかできないか、する気があるのかないのかということなんですよ。だから、そのことについては、今ここで押し問答しても仕方ないので、そういう不公平感があると。不公平感という感じじゃないんですよ、現実的に不公平になっているということはどう捉えるかということで、不公平をなくすということも必要ではないかということで御検討いただきたいと思います。そういう意味で、この質問はこれで結構です。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、山田議員の大きな二つ目の御質問でございます。国道168号線の協和橋東詰め交差点改良についての質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の横断歩道の移設についてでございます。

議員お述べのように、現在は協和橋より北側である三里、平等寺周辺の開発も進み、横断歩道の設置当初に比べ、協和橋交差点を渡って北側に通行する歩行者は増加しているのではないかとというふうに推察されるところでございます。

す。本来、国道の北側からの歩行者は、南側にある横断歩道を渡らなければなりません。お急ぎの方が横断歩道のない協和橋付近で横断してしまうというケースも散見され、今後も歩行者が増加すれば危険性が増すと考えられます。それらを勘案いたしますと、横断歩道の移設については一つの手段であると考えますが、仮に現在の横断歩道を協和橋の南側に移設するとしても、歩道の幅こそ必要はございませんが、歩道の切下げや信号機の移設、また白線の引き直しなどの多様な経費が発生することになります。所管である西和警察署にも問合せをしたところ、要望があれば検討するが、歩行者の通行量調査なども実施し、相当の有効性を示さなければ実現性は低く、多少の迂回にはなるが、基本的には今ある横断歩道を利用していただくよう歩行者のモラル向上に向けた指示標示の設置や啓発により対応していくとの回答でございました。

次に、2点目の信号の順序を逆にするということについてでございます。

こちら所管の西和警察署へ問合せたところでございますが、椿井側の信号は感応式信号であるが、現在は定周期で稼働させているとのこと。本来ならば、歩行者または車両がなければ作動しない信号であり、その性質上、そちらを先に作動させることはシステム的に不可能であるとの回答でございました。ですので、仮に横断歩道を協和橋側に移設したとしても、信号の順番を変えることはできないとのことでございます。

また、現在の協和橋交差点における信号の間隔についてでございますが、横断歩道のある交差点は、歩行者保護の観点から横断歩道の幅員1メートル当たり1秒という規則があり、この横断歩道は幅員が8メートルでございますので、青色8秒プラス点滅時間4秒の12秒という、議員が測定されたとおりでございますが、規則上はこれ以下の変更はできないというふうなことでございました。協和橋側の信号につきましては、朝夕の通勤時間帯と昼間の時間帯で間隔を変えているとのことでした。朝夕につきましては青色15秒プラス黄色2秒の17秒、昼間については青色10秒プラス黄色2秒の12秒で運用しているとのこと、議員のほうで計測をされました10秒というのは昼間の時間帯の間隔であったと思われ。西和警察署におきましても、国道168号線椿井・平等寺間の交通渋滞の解消については喫緊の課題として取り組んでおり、その観点から国道本線の時間をできるだけ長くし、支線より進入する信号は最低限にという調整をしており、協和橋からの信号をこれ以上長くすると、国道本線の渋滞が加速するとの懸念があるということでございます。西和警察署では椿井、平等寺、協和橋交差点の交通量調査を定期的に行い、その都度、信号の間隔を調整し渋滞解消に取り組んでいるところで、現時点では今の設定が最適であるという認識でございます。

3点目の通行車両台数の調査の実施についてでございます。

通行車両の調査につきましては、西和警察署において実施をしているデータもございますが、歩行者の通行量調査は実施していないとのことでございます。今後、具体的な方向性が示され、有効性を立証する必要があるありましたら、町における調査の実施については、今後検討させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

山田議員。

○9番

まず一つ、いろいろな再質問までに、椿井側からの信号は感応式を現在、定周期で稼働させているというのは、今は感応式になってないということかなと思うんですが、その点についてはどのようになっているんですか。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

まず、山田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、椿井側の感応式の信号機、今は定周期で動いておるところでございますが、これにつきましては感応式の信号機のセンサーが今現時点で故障しておるところでございます。西和警察署のほうから、本部である奈良県公安委員会のほうに修理の要望を行っているとのことでございますが、今現在、年度途中ということもございますので、予算面での予算措置と申しますか、予算の確保について、今所管の警察のほうでも努めていただいておりますというのが現状でございます。

○議長

山田議員。

○9番

故障してるということで、交通安全上、大きな問題はないのかなと。そのことによって事故を誘発されるということもないから、まあ後回しになってるのかもわかりませんが。その答弁を頂いたので、先に2番のことを触れさせてもらいますが、2番のところ、協和橋からの信号をこれ以上長くすると国道本線の渋滞が加速する懸念がある、よくおっしゃいますねというのが正直、申し訳ないですが、そう思います。協和橋の青信号というのは、南北行きで青信号の時間が70秒でしょう。平等寺の交差点は感応式になっていて、先ほど言ったように、車が止まっていなければ青にならない、その関係もあると思うので

すが、青信号が65秒、55秒、45秒と。45秒という時間のときもあるんですよ。でも、現実的にその信号で、確かに道の駅の南方面行きが朝夕に渋滞することもあります、それが協和橋東詰の交差点からずっと続くこともあるんですけど、そのことだけで単純に言えるのかなと思いますし、今現状、青にならずずっと見てますと、車が発進するのに2秒から3秒かかるんですね。10秒で2秒というと、8秒しかないわけですよ。先ほど言ったように、協和橋のところで生駒から来た車が西宮方面に右折するのに、当然、右折レーンで待ってるんですけど、どうしても北行きの車が赤信号でも突っ込んでいくんですよ。そうすると交差点の中にある車両は、赤でももう右折しなければならない。それをやっていると、それで2秒ほどかかる。10秒のうちの実際に渡るのは五、六秒で、現実的に2台しか行けないという場合もあるわけでしょう。

そこに、この間なんて、4人ぐらいの女性の高齢者の方が橋の歩道の東側のほうで168を渡ろうと待ってられるんですよ、横断歩道まで行かずにね。車は曲がってくる、人は渡る、こっちは車は時間ないので焦る、もう事故が起きないのが不思議だなんて思うんですね。そういう意味では、朝夕15秒にしてということであれば、朝夕のほうがどちらかということ国道のほうも混むんではないんかなと思うので、お昼も15秒にできるんじゃないですかって思うんですよ。

樺井側の信号の感応式、それを平等寺のように車がなければ青にならないようにすれば、168の本線の青信号も今の70秒から80秒にすることも可能なわけじゃないですか。そういうことも含めて手だてしていただきたいということをお願いするしかないんですけど、それは3点目のことも含めて、交通量調査を実施してですね、あんまり交通量調査をしていると、皆さんが横断歩道を渡ろうとされると思うんですが、隠れてというか、見えないところで現実的にどのぐらいの人が渡ってるのかも含めて調査をしながら交渉をしていただきたいと思うんですが、そのことについて再度御答弁をお願いいたします。

それと、1番目の横断歩道の移設ですが、要望があれば検討する、実現性は低いが歩行者のモラルの向上に向けた標示の設置や啓発、そんなことはよく分かっている話であって、ただ、現実的に事故が起きたらどうするんですかという話なわけでしょう。重大事故が起きれば誰の責任なんだ。そういうことが起きないようにどうするのか、もちろん予算も必要でしょう、改良の必要のためには白線や歩道の切下げなんかも必要でしょうが、そのことも含めて事故が起きないためには検討を頂きたいと思います。平成21年度の町の答弁では、歩道の設置は財政面からも困難であるが、協和橋の歩道ですね、分かりますが、横断歩道や右折レーンの設置等交差点改良が必要であると考え、関係機関と前

向きに協議し対応したいという御答弁も頂いたので、横断歩道の移設も含めて、それが一番の策ではないんですけど、交差点でないところを渡る人たちをどう手だてするかということも含めて協議して、要望を頂きたいと思うんですが、そのことについては、町としてはどうお考えですか。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、山田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

協和橋から国道へ、南北に出られる車の台数につきましては、私どもも土日、あの辺にこの頃よくおりますので、橋の上で車両の止まっておる状況などについては注視して見ておるようなところでございます。確かに、議員おっしゃられるように、昼間でしたら長くて3台もしくは4台程度の車が橋から国道のほうに出ていく状況かなというのをまず理解をしておるところでございます。その中で、全体的な交差点といいますか、椿井から協和橋に向けてのエリアというのは一つの交差点であろうというふうに認識しておりますので、その交差点の渋滞の緩和と、また本来、横断歩道があるにもかかわらず、歩道を通らずに歩行されてる歩行者の方も散見されるということでございますので、そういった状況も踏まえまして、所管の警察署のほうには引き続き要望のほうはしてまいりたいというふうに考えております。

あわせて、歩行者の状況につきましては、先ほどの答弁の中でも所管のほうでは、車両の通行量調査ということでございますので、一定どれぐらいの方が平時、昼間の間にそういうふうな通行をされておられるのかという実情の把握も含めて、ここにつきましては町のほうで歩行者の通行量の調査という部分について、一度実施に向けて検討をしてみたいと思います。その結果を踏まえて、より具体的なものを持った上で、所管の警察署とは一定協議のほうをさせていただきますというふうに考えております。

以上です。

○議長

山田議員。

○9番

9月12日の日曜日に、168号の交通量調査をやられたように見受けられました。協和橋を通りましたが、残念ながら管轄外なのか、協和橋の交通量は調査されていません。168号についてされていたようです。そういう意味でも、現状の実態、時間帯にもいろいろよると思うんですが、その辺もしっかりと状況を確認していただいて安全な交差点になるように、事故が起きないよう

に交渉を願いたいと思います。

それでは、私の一般質問はこれで終わります。

○議長

それでは、山田議員の一般質問をこれで終わります。

10時10分まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午前 9時56分)

再 開 (午前10時10分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号2番、議席番号11番、下中議員の質問を許可いたします。下中議員。

○11番

11番、下中一郎でございます。よろしくお願いたします。通告に基づきまして、2点について一般質問を行います。

まず1点目、防災協定の締結についてであります。防災対策として、災害時における緊急物資の供給体制についてお尋ねをいたします。

地震、大雨、暴風等による大規模な災害が発生した場合に、被災者へ一刻も早く緊急に提供しなければならない食料品・衣料品などの生活必需品や医薬品などの物資を確保して町民の安心安全を図っていくためには、地域の団体や店舗、企業等の協力関係が大切であります。また、災害復旧時に必要な機材や工具、シートなどの災害用品を確保することも必要であります。町においても、防災備蓄品として乾パン、アルファ米、飲料水、毛布とともに土のう袋、作業工具も備蓄し、緊急時に備えられております。しかしながら、保管場所や数量的な問題もあり、また保管場所が被災することも考えられますので、万全とは言い難いと思います。

そのような中で、今回は燃料電池車などによる電力供給の協力協定を締結してはいかがなものかとして提案をいたします。例えば、指定避難場所で避難されてきた町民の医療機器の使用やスマートフォンなどの充電などに役立たせることであります。今回の提案では、企業名は奈良トヨペットであり、給電のできる燃料電池車を約30台ほど所有されており、災害時には貸出しを行ったり、

また防災訓練の参加も考えられておられます。このような取組をされている奈良トヨペットとの協力協定の締結を考えるべきと思いますが、どのように考えておられるのか、お聞きをいたします。あわせて、現在、協定を締結されている関係団体、企業はどのくらいあるのかをお聞きをいたします。

2点目、相互応援協定の締結について。

災害発生時の対応について全国的に高まっており、緊急時には周辺市町村と連携して対応できる体制づくりが本町でも進められております。台風、大雨、地震などの自然災害は1か所だけでなく、周辺地域にも大きな被害が発生します。そのようなとき、より広域的な市町村との連携により災害発生時への対応策の一つとして相互応援協定を締結することも必要であります。その必要性、重要性を考えて、平成30年8月27日に高知県須崎市と災害相互応援協定が締結されました。緊急時での応援・救援活動や発生後の復旧活動が主なものと考えられますが、平常時においても先進的な防災対策を取られている他市町村に学ぶべきところも多くあり、自分たちの町の地域防災力を高めていくこともできると思われれます。

そこで、2点についてお伺いをいたします。

まず1点目は、過去何回か聞いているところでございますが、協定締結をされた高知県須崎市とどのような交流事業を展開されているのか、お聞きをいたします。何回か行き来があるのかどうかもお尋ねいたします。

次に2点目として、以前にも提案をいたしました河内長野市との締結に向けた取組状況はどのようになっているのか、お聞きいたします。

以上、2点になりますので、よろしくお願いたします。

○議 長

総務部長。

○総務部長

それでは、下中議員の1点目の防災協定の締結について、御回答をさせていただきます。

災害時に備えた燃料電池車などの活用については、国土交通省や経済産業省が連携しながら周知啓発が図られており、全国的にも多くの自治体が自動車メーカーと協力協定を締結している状況でございます。近隣では、広陵町が先般8月23日に奈良トヨペット株式会社及びネットヨタ奈良株式会社と協定締結されたところです。本町におきましても、議員御提案のとおり、それらの自動車メーカーに働きかけ、協力協定締結に向けて取り組んでまいりたいと考えております。また、現在、協定締結する関係団体企業数は、行政機関で9機関、ボランティア活動協力で1団体、民間企業で29団体で、合計39団体となっ

ております。

以上でございます。

○議長

下中議員。

○11番

川西部長、答弁ありがとうございます。ちょっと二、三再質問をさせていただきます。

先ほど国土交通省からのいろんな話もあって前向きに考えてるということですねけども、今回提案いたしました奈良トヨペット、ネッツであります。現在三十数社ある締結の中で、今回のように車両関係の会社とは、こういう交渉、取組があったのかどうか。また、燃料電池車など所有している会社とは締結の話があったのかどうか、それを一つお伺いいたします。

それと2点目のね、39団体、全部で合わせてありますが、これ、ちょっと公的団体は分かりました。それとあと、29団体の会社のうち、いわゆるメーカーですよ、物を作っている会社と商社、売ってるというふうな会社とに分かれますねけど、その辺の分類はどのぐらいの程度になっているのか、ちょっとお伺いいたします。

○議長

総務部長。

○総務部長

2点再質問を頂きまして、現在の車両の燃料電池車を所有する会社との防災協定の締結実績ということでございますが、現在まで車関係等の燃料電池車を所有する会社との防災協定の締結実績、協議履歴というのはございませんでした。

それから、もう1点質問を頂きまして、今、防災協定を結んでいる39団体があるわけなんですけども、メーカー系、商社系を分けるとどうだ、何社だということなんですけれども、協定締結先は様々なんですけども、メーカー系と商社系を2分類するというのは難しい点がございます。協定先民間企業は29社と私は申し上げましたが、うち物資、機材の提供をするのが12社、避難場所の提供が6社、災害復旧・現場の復旧は6社、し尿廃棄物等が3社、医療関係が1社、広報活動1社というふうな分類になっております。

以上でございます。

○議長

下中議員。

○11番

1点目の車両関係については初めてであるということで、今後いろいろと取り組んでいただきたいと思います。というのは、今まであんまりなかったということで、視点を変えて、そういう点からこういう会社との付き合いをしていてもいいかなと思いますので、今後とも進めていってほしいと思います。それについてはね、多分部長も御存じやと思いますねけども、奈良トヨタと奈良トヨペットとネッツといろいろあって、ちょっとグループが分かれております。今言ってるのは奈良トヨペットですねけども、トヨペットはネッツ系ですね。この連携については、町内にもネッツの販売店がございますわな。これを利用と言うたらおかしいけども、そこらを足がかりにして、まず事務者レベルで何とかいろいろ話を進めていってくれたらどうかなと思いますねけども、その点についてよろしく願いいたします。

それと、提携先のメーカー系と商社系ということでしたけども、サービス系とかもいろいろあって、大概多岐にわたって大変結構かと思います。今後ともこのような形で進むのかどうかは分かりませんが、現在29団体提携している会社、あと団体も混ぜて三十数社ですねけども、これが多いのか少ないのかは議論の分かれるところであってね、もう三十数社もやってんねんからもういいやんかという案もあるし、いやいや、まだまだもっと増やしていけばええという案もあると思います。どちらがいいか分かりませんが、これで現在、町として考えておられるので、今ぐらいの程度でいいのかな、いや、もうちょっと増やしていいのかなと。それはどちらか、いやいや、もう三十数社あるので、これ十分やという答えなのか。もうちょっと幾らか多方面にわたって提携したいというのであれば進めていこうというふうに考えておられるのか、それはどちらかちょっとお答え願いたいと思います。

○議長

総務部長。

○総務部長

まず、自動車会社との提携がなかったということで、視点を変えて相手先を見つけたらどうだという御質問でございますけども、災害対策はその時々に応じて対応していかなければならないというふうに、議員も御指摘されておりました。指定避難場所での医療機器の使用や家族、友人との連絡をする携帯電話を充電させる電力供給についても、近年大きな課題というふうに捉えております。そこで、あらゆるパターンを想定して企業等から支援を受けることができるように、事前の備えとして常に情報収集、協定相手企業については模索してまいりたいと考えております。それから、町内にネッツトヨタの販売店がございますので、そこを足がかりにということですので、もちろん町内にあるとこ

ろからまずお話をして、早速協議を進めていけたらなというふうに考えております。

それから、現在、協定しているのが39団体と申し上げましたけども、これが多いのか少ないのかといろいろな議論があるところなんですけども、あらゆる場面を想定し、より多くの企業、団体との締結が望ましいと考えております。適切な締結数はどの程度がよいのかというのはなかなかないと思いますけども、1社でも多く締結できるようにするのがよいと考えておりますので、締結先の模索については都度に行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

下中議員。

○11番

ありがとうございます。奈良トヨペット、ネッツグループで販売店からやっていくということですねけども、いずれにせよ新しい視点での協定であるので、前向きに進めていってくれたらと思いますねけど、その点だけ、最後に1点よろしくをお願いします。

それと協定先ね、今、川西部長から言われたように、より多くの会社といろいろ結んでいきたいという前向きな御答弁ですので、今後増やしていくとなれば、何かなしに進めるのではなく、やはり有効かつ有益であるということを見据えて締結すべきと考えますが、この点についてはいかがですか。

○議長

総務部長。

○総務部長

前向きに新しい視点で進めていくということでは言わせてもらいましたとおり、今後、精力的に前向きに進めてまいりたいと考えております。

それと、今後増やすとなれば有効、有益、こういったのを見据えて締結する、これは当然だと思うんですけども、その辺は平群町にとって何が今有益なのかどうなのかということもきっちり見据えながら、災害時に必要とされる有効、有益な応援を提供いただける企業、団体を模索した上で打診し、協定締結に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

下中議員。

○11番

いずれにいたしましても、奈良トヨペットは燃料電池車があるという会社で

すので、いろんな視点を変えて精力的に取り組んでいくということですので、ぜひこれはもう前向きに進めていただいて、できるだけ早くに締結できるように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、後の残りというのかな、数を増やしていくというのは、私が申し上げましたように、やはり有効かつ有益ということで、平群町にとって今何が一番必要であるかということをも十分見極めて締結すべきと考えますので、これも今後、何社になるかは分かりませんが、順次増やしていただければ結構かと思ひます。よろしくお願ひいたします。この件については結構です。ありがとうございます。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、下中議員の2点目の相互応援協定の締結についてということで御回答させていただきます。

前回、令和2年12月議会における御質問にもお答えさせていただきましたが、まず須崎市との締結の関係なんですけども、現在におきましても、防災・減災に関しまして、交流事業などについて実施できていない状況だということでございます。昨年度からの新型コロナウイルス蔓延防止の観点から各行事等を中止している中で、他市町村との交流や協議等も見送っている状況ということでございます。

それから、二つ目の御質問でございますけども、河内長野市との防災協定等応援協定についての取組でございますが、この質問につきましても、前回、令和2年12月議会において御質問いただきました。その際の回答として、災害協定のみにかかわらず、有効であると認識をし打診していくとお答えをさせていただきました。以後の進捗との御質問と思ひますけども、先ほど御質問にもお答えしましたとおり、昨年度からの新型コロナウイルス感染症蔓延防止の観点から各行事等を中止する中で、打診について差し控え、現在のところ行われていないという状況でございます。しかしながら、有効であるとの認識は変わりませんので、コロナ禍が収束後に打診するなどし、災害時に備えて有意義な内容となる相互応援協定が締結できればというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

下中議員。

○11番

まず、須崎市との交流について、30年ですか、締結されて。それ以外、交

流事業はないということですねけども、ちょっと基本的なことに立ち返ってお伺いいたします。30年に締結されて、そのときいろいろ覚書等も交換されてると思いますねけども、基本的なことですね。この覚書の内容についてね、多分いろいろ起きたとき、有事の際は双方から行ったり来たりするとか、救援活動もいろいろするとかいうようなことは恐らく記入されてると思います。ただ、もう1点ね、平常時には年1回以上は、防災について協議をするとか話合いするとかいうような条項が覚書の中に書いてあるのかどうか、これを1点ちょっとお伺いいたします。

それから、河内長野市との協定について、これは災害協定だけでなく、姉妹都市等も含めてということですねけども、一番の根本は楠木正成ですわな。楠公を大河ドラマに仕立ててくれという河内長野市さんからの要請であったような感じに思います。ここ二、三年はコロナ禍でいろいろ話もできてない。須崎市も一緒ですねけども、これ、一番初めの取っかかりは河内長野市の市長さんがこちらへお見えになったというふうに聞いておりますねけども、それは事実ですか、どうですか。よろしくお願ひします。

○議長

総務部長。

○総務部長

まず、須崎市との関係で覚書、協定書の内容のことについてでございますけども、平成30年8月27日に協定を締結しております。災害時相互応援に関する協定書ということで、内容ですけども、いずれかの市町域において大規模な災害等が発生、また災害を受けた、被災された市町が独自では十分な応援措置ができない場合に相互救助協力しとあります。また、違う観点でいえば、質問にありましたとおり、平常時での交流についてということは特に定めておらないということでございます。ただし、資料の交換として地域防災計画、その他の資料を相互に交換するものとする定めがございます、この点につきましては、昨年度、本町の地域防災計画を改定しております。これを須崎市のほうにお送りしまして、ちょっと議論をしたというところでございます。

それから、河内長野市との関係なんですけども、取っかかりが楠木正成さんということでの取組なんですけども、市長が平群町に来られたのかということなんですけども、これにつきましては、平成30年10月5日に河内長野市の市長が来られました。内容としましては、河内長野市が中心となって取り組んでおられる楠木正成の大河ドラマ化に向けての協議会の設置についてということで、平群町も参加願いたいということで来られたという事実がございます。

以上でございます。

○議 長

下中議員。

○11番

交流事業について、平常時の覚書は書いてないと。しかし、地域防災計画でいろいろして、ちょっと話をしたということですねけども、これね、川西君、地域防災計画を拡大解釈してやるのも一つの方法ですので、記入されていないのであれば、これは仕方ないですけども、平常時の交流としてね、やはり年1回ぐらいは防災対策について話し合いをするという気構えを持ってほしいと思いますねけども、その点についてはどうですか。

それと、河内長野市の件、市長がお見えになって楠木正成を大河ドラマに仕立てたいということで、その協議会を立ち上げてほしいということで、かなり六十何市かいろいろあるらしいですけども、この点についてね、多分、平群町では信貴山での楠木正成の話が主だと思います。そういう関係で来られたと思いますねけども、協議会を立ち上げてくれというお話であって、その後2年ほどになりますねけども、実際、コロナ禍でいろいろ行き来はできなかったけども、シンポジウムとか勉強会または協議会、セミナー等は実際に開催されたのかどうか分かりませんねけども、そういう動きはあったのでしょうか。その点についてお伺いいたします。

○議 長

総務部長。

○総務部長

まず、須崎市との関係でございます。平時での交流もしたらどうやという御質問でございます。そのとおりにかなと思いますけども、話し合いの場を定期的に設けるとなると、その都度、議題が必要になるということもございます。特に議題を設けずという形になりますと意味合いも薄れてきますので、双方に課題が生じた際に、それぞれの対応をどのようにされているのかを確認する場として情報交換会を設けていただけるか否かにつきましても、今後、須崎市にも打診してまいりたいと考えております。

それから、河内長野市の楠木正成の協議会の関係でございます。どんな活動をしたんだということなんですけども、平群町が直接行ってるというわけではないんですが、その協議会としまして今聞いてるところで、まず確認してるところでは、平成31年2月にNHK大阪放送局への活動報告に行かれたり、令和元年10月にはNHK東京放送局へ活動報告を実施されていると。今年度も8月にNHK大阪放送局へ訪問予定であったというふうに聞いておるんですけども、この緊急事態宣言により延期となったというふうに聞いております。コロ

ナ禍での活動がなかなかできない状況ということですが、引き続き署名活動等ですね、本町でも行っておりますけども、続けていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

下中議員。

○11番

須崎市との交流については、平常時でも課題を見つけて情報交換会をやりたいということですので、これはぜひとも実現してほしいと思います。相互応援協定があって、有事のときだけ行くのではなく、やはり日頃から防災対策をしているいろいろな取り組んでおられるところに学ぶということですので、これはよろしくお願ひしたいと思います。

こうした中でコロナがいつまで続くのか分かりませんが、コロナ禍が収まったら、もう一度しっかりと足元を見詰めてアクションを起こしてみたいと思いますねけど、その点についてよろしくお願ひいたします。

それから、河内長野市について、いろいろ協議会をされて頑張っておられますねけども、コロナ禍でなかなかうまくいってないというのが実情かと思えます。実際ドラマ化が決定したようには聞いておりませんが、難しいところだと思いますが、いろいろと市長も取り組んでおられますねけども、河内長野市も1年、2年と過ぎてきて、なかなか大河ドラマに出ていくというのがだんだん薄れてくるような感じもいたします。いま一度ね、もう一度原点へ戻って、やっぱり河内長野市さんといろいろやっていたいなという思いでね、一から出直すつもりがあるのかどうか、締結に向けて積極的に取り組んでいく意気込みがあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長

総務部長。

○総務部長

まず1点目、須崎市に関する質問でございます。コロナが終わったら一度アクションを起こしてみたいということで、先ほど言いましたとおり、コロナが収束しましたら、現段階で一度、相手先でもある須崎市に打診して、そのように取り組んでまいりたいと思います。

また、河内長野市の関係でございますけども、これにつきましても、先ほどお答えしましたけども、協定締結が有効であるという認識には変わりませんので、防災協定、また楠木正成の関係でどちらもあります。いろいろな面がございますので、このコロナ禍が収束後に打診するなどしてですね、災害時に備えて

有益な内容となるような相互応援協定などが締結できるように取り組んでまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長

下中議員。

○11番

川西部長から力強いお答えを頂きましてありがとうございます。須崎市、相手方とも打診をして、今後きちっとまた元からやっていくということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、河内長野市についても相互協定だけでなく、姉妹都市まで発展するかどうかは分かりませんが、その辺も見据えて今後も締結に向けて積極的に取り組んでいきたいという旨、答えていただいたので、ありがとうございます。

最後に、ちょっと町長にお聞きいたしますねけども、今、川西君が答弁してくれたように、やはり一から出直すつもりで、きちっと協定締結に向けて積極的に取り組んでいく意思があるのかどうかだけお聞きしたいと思います。

○議長

町長。

○町長

それでは、下中議員の質問にお答えさせていただきます。

確かに、須崎市とは災害相互応援協定を結んでおります。以前は、道の駅の関係で物販等の交流もしておりました。今はなかなかコロナ禍の中で交流ができてないということもあります。また、河内長野市さんについては、楠公つながりで協議会のほうにも平群町も参加しております。ここにつきましても、引き続き災害協定とか相互応援協定に向けて努力してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

下中議員。

○11番

ありがとうございます。町長のほうからいろいろと須崎市との関係を良好にしていきたいという旨の答弁を頂きました。また、河内長野市については、相互応援協定に向けて取り組んでいきたいという旨の発言も頂きましたので、今後ともしっかりと積極的に取り組んでいただくようによろしくお願ひをいたします。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長

それでは、下中議員の一般質問をこれで終わります。

10時50分まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時40分)

再 開 (午前10時50分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号3番、議席番号7番、山口議員の質問を許可いたします。山口議員。

○7番

それでは、通告に基づきまして、大きく2点について質問いたします。

まず1点目は、昨年6月議会から定例議会ごとに一般質問をしてきました。

櫛原山林のメガソーラー開発についてです。住宅地上流の山林48ヘクタールにも及ぶメガソーラー開発事業については、先ほども言いましたように、昨年6月議会以降、系統的に質問してきました。その中で、協栄ソーラーステーション合同会社が信用できない事業者であることが明らかになりました。中でも、事業者が県に提出した林地開発許可申請書の偽装はあまりにも悪質です。許可権者の県が工事中断を命じたのは当然のことです。

この間の質疑も踏まえて町長に質問します。

まず、事業者が今年2月16日に林地開発許可の変更申請書を県に提出したこととほぼ同時に工事を始めたことについて、この点について何点かお聞きします。

1点目は、町はこの変更申請について事業者と事前協議を行ったのでしょうか。

2点目、変更の許可を受けずに工事を着工したことに問題はないのでしょうか。

3点目、変更申請では、新たな放流水路として樺台住宅地の北側隣接の水路が追加されましたが、水利組合の同意を得ているのでしょうか。

4点目、樺台住民に対しても変更内容の周知が必要と考えますが、いかがでしょうか。

5点目、工事着工に当たっては、準備行為も含めて事前に周辺住民等に周知することが町の指導要綱に明記されていますが、事業者は周辺住民等に周知したのでしょうか。

(2)点目です。6月中旬以降、工事はストップしていますが、2月中旬から4か月間の大規模伐採等の工事について。

これについての1点目、林地開発許可条件では、開発行為に当たっては沈砂池、調整池等の防災施設の設置を先行し、切土または盛土は下流に対する安全を確認した上で行うこととなっていますが、守られていたのでしょうか。

2点目、事業者が許可申請書に添付した防災計画書では、立ち木を伐採することにより、降雨が直接地面に落下し地表面を流れて山腹斜面が不安定になることが想定される。そのため地崩れ、土砂流出に配慮するとありますが、配慮されていたのでしょうか。

3点目、事業者は防災計画図等で沈砂池を8か所設置するとしていましたが、設置は2か所だけで、その2か所も土砂満杯で放置されていたようです。御存じだったのでしょうか。

4点目、事業者は濁水の影響度について、事前に降雨時の濁度を測定しておき、施工中の濁度の監視を工事請負業者にて実施するとしていましたが、実施されたのでしょうか。

(3)点目、林地開発許可申請書の虚偽について。

1、偽装されたのは下流域の災害に直接関わる下流河川・水路の流下能力です。偽装発覚後、事業者は櫛原川と椿台北側の水路の調査をしたようですが、県の基準をクリアする改善は可能なのでしょうか。

2点目、下流河川・水路が県基準をクリアできない場合、調整池の規模を大きくする必要があるようですが、変更申請の規模と比較してどの程度の容量が必要でしょうか。

(4)点目、伐採で裸地状態になった計画地の防災対策について。

事業者が開発許可条件や自らの防災計画を無視した短期間での大規模伐採により、事業地は裸地状態です。この間、降雨ごとに下流河川に濁水が流れ、現場では土砂の流出も起きています。一刻も早い防災対策が求められます。このことについては、7月13日に現地調査された京都大学の奥西一夫名誉教授から平群町に対して、1、県当局に適切な防災工事の実施を指導するよう進言を、沈砂池を直ちにしゅんせつし、沈砂池の必要容量を見直すとともに、土堰堤の崩壊防止策を講じるよう県に進言を、との提言が出されています。町としてどのように対応されたのでしょうか。

(5)点目、事業地内の里道の通行について。

メガソーラー事業地内の里道について、町は昨年6月25日、事業者に払下げました。払下げの際の売買契約書の第10条（売買物件の禁止行為等）において、乙（事業者）ですけれども、「乙は売買物件が公共物（道路・里道・水路）であったことを踏まえ、当該土地において林地などへの通行を妨げる行為（フェンス柵の設置等）をしてはならない」旨の合意をしており、同第12条において、違反した場合には「甲（平群町）は、本契約を解除することができる」とされています。ところが、事業者は里道の途中にバリケードと立入禁止の看板を設置し、住民の通行を妨害しています。里道の通行妨害の中止とバリケード、看板を撤去するよう指導すべきと考えますが、いかがでしょうか。

（6）点目、事業者が高圧送電線を開発地から梨本の関西電力変電所までの町道に埋設することについて。

町は2019年3月、占用許可を与えていますが、この町道埋設に櫛原以外の自治会は同意していないと聞いています。6月議会では、同意を得られてない理由を書面で提出するよう指示しているところであり、道路占用許可は現在保留中との答弁でした。現時点で占用許可をしていないということでしょうか。

最後に7点目、林地開発許可申請書の偽装や許可条件を無視した工事など、協栄ソーラーステーション合同会社は、住宅地上流48ヘクタールの山林を開発する事業者として不適格であることは明白です。町長として、県知事に林地開発許可の取消し、または県森林審議会において再審査するよう要請すべきです。町長の見解を伺います。

大きい2点目は、町広報紙の配布方法について。

この問題についても、6月議会で取上げました。町広報紙の配布方法、特に自治会未加入世帯への配布について、前回の町の答弁を踏まえて再度質問します。

自治会未加入者から広報紙の相談があれば、役場や公共施設・金融機関・駅に直接取りに行く、事前に申請して郵送料を払って郵送、ホームページからの閲覧、この三つの方法を案内しているとのことでした。

そこで1点目、町の広報紙というのは、町行政全般について、そこに暮らす住民として知っておくべき情報を発信する媒体です。住民はその情報を等しく受ける権利があります。この点について、町当局の見解を伺います。

2点目、自治会に加入していないことで、この行政からの情報を得られない、得られにくいことは公平な行政運営として問題があると思いますが、どうでしょうか。

3点目、広報紙の配布と自治会活動は別のものと考えますが、町当局の見解を尋ねます。

4点目、前回の答弁では、現時点では従来の方法で配布していきたいとのことでした。近隣の西和各町の広報紙配布の状況は、本町と同様に職員が自治会へ届け、自治会が各戸へ配布する方法は安堵町だけです。シルバー人材センターを利用している4町のうち、王寺町と河合町はシルバーが自治会へ届け、自治会が各戸に配布、斑鳩町と上牧町はシルバー人材センターが直接各戸に配布しています。三郷町は配送業者に委託して、自治会や自治会未加入のマンション、集団に届けるという方法です。自治会への加入・未加入に関係なく、全住民へ配布しているのは斑鳩町と上牧町です。前回の答弁では、将来的にどのような配布方法が適しているのかを以前から検討しているが、答えに至っていないとのことでした。基本は全住民に広報紙を届けることです。早急に答えを出すべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上、大きく2点について明快な答弁をよろしくお願いいたします。

○議長

事業部長。

○事業部長

それでは、林地開発許可申請書の偽装云々という御質問で多岐にわたっておりますが、一つ一つお答え申し上げたいと思います。

まず、事業者が林地開発許可変更申請書を県に提出したと同時に工事を始めたことについてということで、町は変更申請について事業者と事前協議したのかという御質問ですが、提出された変更申請に対し、奈良県から3月16日付で意見照会があり、町からは4月13日付で意見書を奈良県に提出しております。この林地開発については、既に元年11月1日付で許可されているものであり、事前協議ということにつきましては行っておりません。都市計画法による開発では事前協議の手続が必要ですが、林地開発については事前協議の規定はないということでございます。

次に、変更の許可を受けずに工事を着手したことに問題はないかという御質問ですが、変更申請の内容に基づく造成工事、土の切り盛りがされていたら問題があったと考えますが、樹木の伐採については、当初の開発許可の範囲内であるものとして、許可権者である奈良県も特に問題にしていないと理解しております。

次に、椿台側放流水路は水利組合の同意を得ているのか、下流住民への説明はどうなっているのかということなんですが、櫛原自治会からの放流水路に関する同意書は、当初開発申請書に添付されておりましたが、現在は奈良県が当初の開発許可申請の再提出を待っているところであり、さらに変更申請も再提出されるとのことですので、その際に改めて水利関係の同意書も添付されると

考えております。樺台自治会への説明会が3月に行われたとのことですが、その際には、樺台側水路への放流を伴う変更内容の説明がなかったと聞いております。樺台自治会や下流域住民への説明会が必要と考えるが、いかがかという御質問ですが、当然、町としても説明会が必要と考えておりますので、奈良県にもそのように意見書を提出しており、事業者へも要請しているところです。

次に、準備行為も含めて、工事着工は周辺住民等に周知されたのかということですが、樹木の伐採工事の際は、櫛原自治会への周知はされたと聞いております。造成工事に着工されるまでに、奈良県より工事停止命令が出されておりますので、その後の周知はされていないと考えております。

6月中旬以降、工事はストップしているが、2月中旬から4か月間の大規模伐採についてということで、沈砂池・調整池の防災施設を先行して設置することは守られていたかという御質問ですが、現在、樹木の伐採だけが完了しており、2か所の沈砂池だけが施工済みという防災工事が完了していない現状で工事が停止しているという中途半端な状況にあることは事実だと考えております。

事業者の防災計画書のとおり、地崩れ、土砂流出に配慮されていたのかということですが、現状では防災対策は不十分であり、危険な状態であると考えますが、先週より防災工事に着手され、今週以降は工事が進む予定です。ただし、雨の影響もあり、若干遅れが生じると存じます。

次に、防災計画では沈砂池は8か所、現状は2か所で土砂が満杯で放置されていたのを知っていたのかということですが、現地の状況は毎週のパトロールで把握しております。沈砂池のしゅんせつについては、造成工事停止中であっても、その都度行えるように県にも要請しておりました。これまでに2回程度はしゅんせつが実施されております。

次に、濁水の監視は事業者がしているのかということですが、濁水の監視については、現場事務所を開設した2月以降、6か所で週1回と雨天時に実施していると報告を受けております。

林地開発許可申請の虚偽についてということで、県の基準をクリアする下流域水路の改善は可能か、また水路の改善ができない場合、調整池の規模はどうかということですが、そもそも下流域の水路の流下能力に影響しないように、事業地内で調整池を設置し流量を調整するというのが開発の原則であります。変更申請においても、現行水路の勾配や粗度係数の取り方に誤りがあったのであれば、調整池の計画容量にも影響するので、当然、調整池は大きくなると考えますが、現在、事業者が申請書を作成中であるため、町では調整池の規模などについてはまだ判明しておりません。

裸地となった計画地の防災対策について、県への進言はどうしたかということですが、既に事業者と奈良県の間で応急防災対策について協議中でありました。その上でということなのですが、平群町としても奥西氏からの提言文書を7月21日に奈良県森と人の共生推進課に送付しております。

隣接地の通行のためのバリケード・看板の撤去を事業者に指導すべきということですが、里道については全て廃止し払下げているため、現状では里道は存在せず通行できません。事業地の隣接地への通行を確保するために、事業完成の際には代替道路を設置するよう契約しておりますが、事業地に隣接する土地の所有者の囲繞地通行権を確保するためのものであって、開発造成工事が施工されている最中においても、隣接地の所有者自らが土地や施設の管理のために事業地内を通行できることに関しては、事業者と隣接地所有者の間で取り決められております。また、不特定多数の人が開発工事中に自由に立入りできるための契約ではありませんし、危険でもあり、不必要と考えます。

次に、現時点で道路占用許可をしていないということかということですが、櫛原の事業地から梨本の関西電力変電所までの町道占有については、令和2年3月17日に道路占用を許可して以来、許可を継続しております。櫛原地域の一部を除いて、実際の送電線埋設工事は実施されておられません。なお、送電線埋設工事の前段階としての試掘調査については、緑ヶ丘、槻原、西向地域の町道を車両通行禁止で実施したいということで、令和3年4月20日付で道路法第32条の規定に基づく道路占用及び掘削許可申請が町に提出されておりました。これについては、事業者に自治会同意書を添付するよう指導しておりましたが、奈良県より工事停止命令が出されたため手続を保留しておりました。また、申請書における工事期間が令和3年8月31日までとなっておりましたので、この申請書は効力を失っております。

最後に、林地開発許可の取消し、または県森林審議会への再審査を要請すべきという御指摘ですが、奈良県としては適正な申請があれば許可をするという立場であるとお聞きしていますし、行政手続上、そういうものと考えております。知事も記者会見でそのようにおっしゃったと私も記憶しております。また、事業者から再度申請が出された際には、改めて県森林審議会で審査されることになるともお聞きしてるところです。

以上、答弁とさせていただきます。

○議 長

山口議員。

○7 番

許可権者が県ということですね、町としてはなかなかはっきりと答えにくいと

ころもあると思いますが、順次、問題点、答弁に対して反論も含めて再質問したい。

まず、変更申請について、事前協議の規定がないということなんですけどね、2月16日に県に林地開発の許可の変更申請が出された。その後ですね、平群町が知ったのはいつか、今の答弁にはなかったですけども、していないということなんですけど、ちょっとした変更じゃないですよ。今年4月の全員協議会で、町から変更内容の説明を受けたわけですけども、それまで全く放流水路に指定されてなかった樁台の北側隣接の水路にですね、計画地の半分の水をそちらへ流すという非常に大きい変更でした。同時に、調整池を3か所から4か所に、ただ箇所数は増えるけれども、水をためる容量は減るといような、非常に大きい変更です。その変更に対して、当然、平群町の下流域の住民に影響があるわけですから、町としても事業者に対してきちっといろんなことをそこで、事前審査でなかったも、県に提出されてからでも質問もして、ここはどうなんだというようにきちっとやるべきではなかったのかというふうに思うんですよ。これはほかのことでも影響してきますけれども。ほんで、変更許可も受けてないのに工事もこれは問題ない。要するに、切り盛りがなかったって言うんですけど、道路を造るために切ったり削ったりしてるわけですよ。ほんで、平群町は6月議会で大浦部長が本工事だと言ったわけや。2月22日からは、あの工事は本工事やって言ってるねん。本工事なら当然、防災施設が要るのに、沈砂池も自ら計画した8か所じゃなくて2か所しか造ってない。前回も言いましたけど、南北1.2キロにもわたる谷筋が何か所もあるのに2か所しか造らず、満杯になってもほったらかしというようですね。それでいて、あそこまで伐採するというやり方は、もともとの計画とは違ったと思うんですよ。その点については全然問題ない、切り盛りがなかったので問題ないと、範囲内だって、そんなこと言えるんですか。今年3月の県議会の予算委員会で、今は課長が代わってるみたいですけど、当時の課長はむちゃくちゃな答弁もしてますけど、要するに準備行為で、伐採だから別に防災施設は要らないんだって、こう言ったんですよ。伐採でも規模によるでしょう。第一、事業者の計画とも違うじゃないですか。県に事業者が出した計画で認めた工事のやり方と全然違うのに、そこは問題ないと今言ったけど、問題はあり過ぎでしょう。

それともう一つ、ちょっと戻るけど、変更届の許可もされてないのに工事を始めるっておかしいんじゃないですか。大幅な変更届をしてんのに、変更届しても伐採だから問題ないというふうに言うんだらうけど、本来、変更届が許可されてから工事するべきもんでしょう。それを16日に届けて、その日か、その前の日から伐採工事を始めてる。こんなん普通おかしいんじゃないんですか、

時系列で言えばね。変更届なんかも通らなかったら、元のままの工事をするということですか。それじゃ地元同意は取れないでしょう、櫛原の。櫛原はあの変更届が本来の姿だということで同意してるわけでしょう、どう考えたって。この間の説明でいえば、要するに何で樺台の水路へ持っていくんだと。町の説明では、櫛原の人は新しく作った農地に水を回さなあかんからと。でも、これも専門家に聞いたら、調整池の水を農業水に使うというのは、また別問題だという話やから、この理由だっておかしいんですよ。これは今議論してないけども。そういうおかしいところがいっぱいあるのに、切り盛りがなかったから範囲内というような言い方はね、私はちょっと町として、行政としては、やっぱり問題があるんでないかというふうに思います。

それから、意見書に水利組合の同意は得ると言うたんか、得てないと言うたんか、ちょっと分かんないけど、どっちにしたって、櫛原の水利組合だと思うんで、両方とも地元は許可してるんだと思うけど、もう1回出すということになってんね。変更届があるんで、もう一度、新たに出し直すということになってるということでしたけども、この辺については別にええんですけども、事業者は県の指導とか町の指導に従ってるのかというのを非常に思うんですよ。私が指摘した町の要綱に違反してて一番問題になるのは、2月に許可変更申請を出しておきながらですね、3月の月上旬に樺台の住民を対象に行った説明会で一切変更しないって、前の元のままだということを行ったというね、事業者が。申請を出して半月以上たってるのに、そういう説明をしたという。これもおかしいでしょう。ほんで、そのときには伐採を始めてるわけや。だから、そこについても、住民に対して、この事業者が最初に指摘したいいかげんな業者だという、全然信頼に値しない業者だということが言えると思うんですけども。

自治会に説明をまだしてないわけですよ。自治会というのか、住民に対して。下流域の住民と言え、あそこであれば、樺台、緑ヶ丘、西向、若葉台も入りますよね。なぜかという、もともと出来上がったなら水は大釜川には流さないという計画になってますけど、今はもう完全に大釜川には流れてるわけですよ。そういう点でいえば、今の状態のまま県が工事をストップした状態であるわけですから、当然その下流域にどういうことになるのか説明をしないと駄目なんです。今のままほっといたら、防災上、要するに災害が起きる危険性が高くなってるといことは県も町も認めてるわけですよ。この間の住民団体とのやり取りとかで見れば認めてるわけですから、それで今、応急の防災工事をやらせてるわけでしょう、事業者はね。取りあえず虚偽の内容の訂正というか、修正して、本来県の基準に合った、法律の基準に合ったものに変えるのは別に、応急的に防災工事をする、それはそれでええと思うんです。ただ、その基準も本

来、工事着工したときにしなければならない防災工事の50年確率、もともと工事が始まる前からずっと言っていた1日195ミリの雨が降って、大和川の氾濫に県の基準があると。それに合わせた防災工事を本来せなあかんののに、5年確率でしかしてないということが今問題になってたわけでしょう。それについては、取りあえずそれもやってもらいながら、すぐにその後のきちっとした防災工事をするということについては、質問には詳しく書いてなかったですけども、そこは緊急性が求められるんで、その点については今どうなってるのか。それについては、ちゃんと50年確率で緊急にやった後に、続けてそういう工事をする事になってるのかどうか、その点は教えてください。

それから、防災施設の先行は守られたのかということに対しては、それも樹木の伐採なので、どちらかというと守られるみたいな言い方をしてますけど、これについては県も違うって言うてるでしょう。要するに、もともと8か所の沈砂池で、伐採工事をするにしたって、さっきも言いましたけど、谷筋が何か所かあるわけだから、2か所では全然足らんわけですよ、どっちにしたって、あれだけ大がかりに伐採してしまえば。それに対して、8か所もともと造ると言っていたのを2か所しか造ってないのに、これを守ってたって言えるんですか。ちゃんと適切な工事をしてたと言えるんですか、これ。2月から6月の中頃までやから4か月やってるわけですよ、工事。4か月の工事であそこまで伐採しといて沈砂池が2か所だけやったって、これもおかしいわけでしょう。ここも間違えてた。

それと水質の測定について、6回実施してるという、それ、資料が出てるんですか、ちゃんと。この間、聞いている話だと全然そんなもんしてないっていう話ですよ。まず伐採する前に、何か所かちょっと聞き漏らしたけど。やる場所の箇所数を、まず工事をやる前に測定せなあかんわけでしょう。工事をやった後、土とかが流れてきますから、その測定をせなあかんわけ。それがどうなったかというのは全然表に出てこないじゃないですか。やってるなら、その数字を出してくださいよ。だから、契約どおりにしてなかったというしかないんです。

それで、一番不審に思うのは、偽装で県が最初の申請でチェックできなかったというのも本当にひどい話ですけども、同時に毎週1回、2月の伐採から県も町も1週間に1回パトロールしてたというんでしょう。パトロールしてて、あれだけの伐採をしてるのに沈砂池が2か所しかないとか、こんなんで大丈夫かって普通思うでしょう、あんなに週1回見に行ってたら。それ、全然チェックできてないじゃないですか、実際。だから、緊急の応急処置をせなあかんようになってるんでしょう、今。そのことについてはどう思ってるんですか、町

としても。本来、県が一番チェックせなあかんのですけども、当然地元の行政として町もチェックしてるわけやから、週1回行ってるんでしょ。一体何を見てたんかということになるんですよ、住民から見れば。その点をもう1回答えてください。

それから、道路占用許可について、この前の答弁で占用許可を保留してるって言ったんや。議事録を見たら分かるわ、6月議会では。それは島野部長が言ったのよ。だから、これを書いたんや。おかしいなと思ったんや。僕もそのときには聞き逃したけど、議事録にはそう残ってるんです。だから、もう1回聞いてるんやん。この前の今月の議会2日目の総務建設委員会では、占用許可は出たままって言うから、そうなんやろうと思ったけど、議事録のほうだから間違ってるわけやね、そこは確認してください。使用許可、要するに埋設許可については許可申請が出たけど、地元同意をもらってきなさいと。それがいない場合は、もらえない理由を文書で出せと、こう言って、ほんでその後工事を県がストップしたから、それについては保留してたけども、効力がなくなったということで、今はだからやるともやらんとも言ってるわけやね。ただ、占用許可を与えたままって言うのは、そんでええんですか。地元で同意もないのに占用許可だけ与えて、平群町は占用料だけもらってるわけでしょう。それでええんですか。この点も答弁してください。

それから、7点目については、県へのこういう業者に対して森林審議会での再審査、これは今県のほうも新たな書類がきちっと出てくれば、それで森林審議会にかけるという話になってるということなので、それはそれでええんですけども、でも今の段階で、本当に48ヘクタールもの大規模な開発をするに値する業者なのかどうか。業者としての適格性はどうかというのも、やっぱり私は今すぐでも、もう1回、偽装もあったわけですから、答えはなかったんですけど、あの偽装を本来のものに修正するのに、どれだけの規模の調整池が必要とか水路をどんだけ直さなあかんとか、一番問題になるのはお金のことになると思うんです。その辺についてもね、金のことは業者次第ということになりますけど、しかし本当にそんなことができるのかというのは早めにチェックしたほうが、事業者がどんどん出してくるかは分かりませんが、出してくるんじゃないかと、最初に出されて申請を許可した中身について、ここは今はこうなってるというのを行政としてもチェックする必要があるんじゃないか。これはやっぱり住民の命と暮らし、財産を守るためには、行政は事業者から出てきたものだけを審査するんじゃないかと、一旦許可したもののどこに問題があるかというのは、水路の問題でいえば、あれを全部行政のほうでチェックして、今のままならどうなるっていうのを、審議会のほうは専門家ばかりいるわけで

すから、そこで明らかにする必要があると思うんですよ。その点についても答弁してください。いろいろ言ったけど、大体大きく二つか三つぐらいなんで、部長のほうは全部分かってると思うんで、答えていただけますか。

○議長

事業部長。

○事業部長

かなりいっぱい言われましたんで漏れるかもわかりませんが、まず変更申請を奈良県に2月16日に出されて、町で事前協議なく、その間、伐採もされてるということで、町が審査というのはなかなか難しいんですが、町のほうで事前に把握できていないと。これはそのとおりでして、これだけ大規模な林地開発でありますと、業者のほうから県に開発許可の申請が出されると、町のほうはなかなか中身が分からないというようなこともありますので、こういったケースについては、できれば県のほうから事業者に対してですね、町のほうにも申請図書を提出するように今後はお願いしたいということで県のほうには言ってますが、いかんせんそういう事務の流れではございませんので、今、県にはそういうことをお願いしてるという段階です。どうなるかはよくわかりませんが、一応、町の要望としてはそういうことも言っております。

それと現状、元の防災計画の沈砂池がないのは問題じゃないのかということで、それは問題だと思います。かなり短期間で伐採が進みまして、議員言われるように、当初の防災計画でいうところの8か所の沈砂池というのは、同時に施工すべきものであったのかなというふうに思います。ただ、伐採工事が一定終わって、沈砂池については2か所ほど造られて、その後また防災沈砂池を造る予定だったのかなとは思いますが、全ての工事を停止するように命令が出たということで、建設機械なんかも一切動かすなというような指示が県から出たということで、タイミング的には沈砂池を造るのが遅かったのか、ぎりぎりそういった工事停止命令の中で沈砂池が造られなかったのか。こちら辺はタイミングとしてどうだったのかなという疑問はありますが、そういう状況です。

樺台側水路へ放流する申請をしたにもかかわらずですね、3月に行われた樺台自治会の説明会で、そのことには一切触れられなかったと。こういうのは非常に問題だなというふうに町のほうでも思っております。変更申請を出してるわけですから、樺台側に自治会へ説明する際には、その内容についても詳しく説明するべきだったというふうに思っております。

また、樺台を含めて下流域の住民への説明なんですけど、これについては県からも町からも事業者には要請しているところです。一旦8月末ぐらいかな、関連する自治会長に対して説明をするということで案内をしたようですが、二つ

程度の自治会長だけの出席で、ほかには断られたというようなふうに聞いております。自治会長に説明した上で、自治会への説明をしてほしいという要望があれば、自治会への説明をするつもりだったというようなことをおっしゃっていますが、むしろ自治会長云々ということじゃなしに、直接、自治会に説明会の開催を依頼するというようなことでやっていくべきだなというふうには町の方は考えております。

今、応急防災工事ということで、沈砂池を当初の計画では8か所で、今出されてる応急防災計画では11か所の沈砂池を造るということで、それについては議員言われてるように、5年確率降雨で計算したものを造るということです。沈砂池じゃなしに、50年確率で降雨した場合の雨量を調整できる調整池を設置すべきということでお考えのようではありますが、それについては事業者のほうでどうするか、あるいは県のほうでどう指導されるか、まだお聞きはしておりません。

濁水の監視について資料は出ているのかということなんですが、御質問いただいて確認をしました。一応ですね、こういった内容で作っておりますということで、事業者のほうからは6月分だけですが、資料はこういったのを作っておりますよということで提出してもらっております。

道路占用に関しては、これまでも議事録をまだ確認してませんが、一貫して事業地から関西電力の変電所までの占用許可は継続して出していますということは、もう何回も説明していると思います。その上で、実際の工事に係る掘削関係の許可ですね、道路占用及び掘削許可っていうのを工事の区間ごとに提出させて、それについてはその都度許可するというので、これは一貫してこうお答えしてるはずですが、全線の道路占用については継続して許可してるわけですが、掘削許可については試掘工事が出てましたが、これについては同意書がないということで同意書をつけるように、あるいは同意書がつけられないのであれば、その理由を提出しろということで指導していたんですが、県からの工事停止命令が出されたので、その掘削関係の手続については保留してましたと、こうお答えしてるはずですが。なお、この試掘工事に関する道路占用及び掘削許可申請ということになるんですが、これの申請における工事期間が今年の8月31日までとなっておりますので、この申請書は効力を失っているというふうにお答えしたところです。

次に、大規模開発に値する業者なのかどうかというのは、これは県のほうで、あるいは県の森林審議会のほうで審査される内容かなと思いますし、調整池の規模について町のほうでもということなんですが、申し訳ないですが、町のほうでこれを検討できるというような技術はなかなかございませんので、また当

初の開発許可申請だとか変更申請に関しましても、申請の内容に誤りがあるということで、奈良県のほうも工事停止命令をしながら再度提出するようにということでおっしゃってるので、ここら辺については調整池、あるいは水路の問題についても、県のほうで専門的に十分厳しく審査されるものと思っておりますので、それについては県なりにお任せしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

山口議員。

○7番

一番問題になるのは、業者が放流水の流量計算のところで偽装と。これはもう何回も言ってますけど、数字を直せば済む話ではなくて、要するに今のままだったら、下流域で洪水や水害が起きると、そのまま造られた場合ね。造られた場合でも、それで起きるということですよ。同時に今、停止命令のままの状況の中でも、まだ土はそんなに大きく動かしてないので、それでも奥西先生が調査したらですね、あちこちで亀裂が走り一部崩落も起きているというものはっきりしてるわけですよ。あのままほっといても、今も台風が九州のほうに接近するということになってますけれども、このところの大型の台風でも直撃されれば、災害が起きることは間違いないという状況なんですね。そういう状況にもかかわらず、変更申請も説明しない。今、県から停止命令されたこと、なぜそうなったかということも説明しない。同時に、防災工事をするけれども、応急処置の中身についても、影響の出る下流域住民には一切説明しない。県や町がそういう指導をしても従わない。申し訳程度に自治会長だけ集まってもらってやろうとする姑息な手段を取ると。何なんですか、住民と共存共栄するっていうことを書いてたと思うんですよ、もともと。住民の利益にもなるんですよ。何て言ったと思います、1回目の説明会で。何もしなくてほっといたら災害が起きる可能性はあるけれども、メガソーラーを造ったら災害は起きなくなるって説明したんですよ、事業者は。最初にそんな説明をしておいて、防災工事も全然まともにやらない。ほんで、今どういうふうになってるか説明もしない。そんな事業者相手に、単に住民にちゃんと説明しなさいよって言ったぐらいで済むわけないでしょう。町というより県からしっかり、そんなもん事業者として最低限の責任じゃないですか、影響のある地域の住民に説明するのは。嫌がるっていうのは、よっぽど悪いことしてるんでしょう。要するにできないんでしょう、うそばかりやってるから。そんな事業者の開発を認めたほうも、今になってやっと分かったことですからけれども。そういう業者だということがまず1点。

さっきちょっと聞くのを忘れましたけども、そこで今言ったように、県にもっと町からも住民の命がかかっているんだから、もっとしっかりと指導してくださいと、そういうことでしょう。まず最初に、一昨年(2017)の11月1日に許可した時点で何を審査したんだということになるんですよ。恥ずかしい話じゃないですか、奈良県ともあろう専門家がいっぱいいる中でそんなことをやられてるわけですよ。平群町みたいに専門家がないところで見落とししたんだったら、それでもあかんねんけど、本当は専門家にもちゃんと聞いて、審査会でも何を審査したんだってということになるんですよ、その先生方は。それぐらい情けない話なんですよ。だから知事が怒ったわけでしょう、だまされてたって言ったわけでしょう。だまされるっておかしいでしょう、あんなはっきり分かるような書類を出されて。意図的にだまされた可能性もあるんですよ、はっきり言いますけど。金もうけのためなら何でもやるような業者じゃないですか。

それと、さっき言い忘れましたけど、もう里道でないのは分かっています。町が売り飛ばしたんですから、うちは反対しましたけど。議会でも議決されましたからね、お金ももらってるし。でも、通ることは妨げてはならないというのが法的にちゃんとあるわけでしょう。ほんで、町の契約書でも、それは何も隣地に住んでる人なんて書いてないでしょう。もともとあそこを利用してた人は通行できるわけですよ。もちろん安全に配慮しないと駄目ですけども。それは町のほうの契約書もそうなるし、それから弁護士さんの話でも、旧慣っていうのがあるんでしょう、古い慣習という。旧慣で、だからそういう町との契約書もそういうことになってるんでしょう。その契約書どおりなら、バリケードなんか張ったら駄目じゃないですか。その指導は町がしないと駄目でしょう。それが何でできないのか、ちゃんときちっと答えてくださいよ。さっき近隣の、出来上がってから通行する道の一部町道にする、それは分かりますよ、そんな出来上がってからの話じゃないですか。出来上がるまでの間はじゃあどうするんだということなんですよ。あそこを通る人だっているわけですよ、大阪側へ抜けるのに。車が通れる道はあるじゃないですか。あそこを工事して、それを潰して新しい道を造るんだったら別だけど、まだそこまでいってなくて残ってるんだから、今の段階なら当然旧慣ということも利用してですね、それと町のほうは通行を妨げてはならないという契約をして売却してるわけですから、そこはもうちょっとちゃんと調べて法的にどうなのか。今ここで素人同士が議論したって駄目だから、法的にどうなのかは町のほうもきちっと調べてもらって、あのバリケードはあんなことでいいのかどうか、それはちゃんとチェックしてくださいね。これは今答弁してもらってもあれですから、調査するかどうかだけ答弁してください。

ほんで、もう細かいことはやめますが、町長がこの前出されたビラに、メガソーラーの建設工事が中断していますっていう内容を書かれています。その中で、奈良県に厳正な審査を要望している。これはさっき部長も答弁したとおり、厳正な調査っていうんだったら、さっき私が言いました新しい変更申請書の変えたやつとか、最初の申請書の流量計算のところの変更とか、そんなんが出てくる前に本来どうあるべきかということも、県の専門家集団できちっと数値を出してほしいと。今のまま工事する場合の水路は2系統ですけど、櫛原川と樺台北側の水路をどうすれば基準どおりになるのか。それができないのなら、どれだけの調整池の容量が必要なのか、最初の質問で言いました。それについては県でも計算できるはずなんです。業者が出してる設計から見てどうなるのかっていうのは出るはずですから、それは県に出してもらってくださいよ。住民の安心安全のためには、それは必要だと思いますよ。だから、単に厳正な審査を要望してるって、そんなぬるいことでは駄目だと思うんで、さっきも何回も言いますが、住民の命に関わる問題ですから、命がなくなってからでは元に戻りませんからね。いや、本当ですよ。そんなに甘くないです。そんなことが起こらないなんてないですよ。熱海の例を見ても分かるように、あんなことが起こるなんて誰も思っていないんですから。あんなことが起こるんですからね。

それからですね、協定書についても書いてるんやけど、ほとんど無力じゃないですか。あれだけ勝手なことをされて。水質をほんまに調査してるんやね。もらったと言うたやつ、以前でやったのと全部やったのと、全部数字が出るんですね。それは資料で出してくださいね。いつやったかというのが全部分かるように。一部では、なんかそういうのを全然やってないみたいな話を聞いてますから、作ってるならそれでええんですけど、それはちゃんと出してください。

ですから、今言ったように、町のほうで何ぼやってもあかんということはないけど、町としては、町長に言いたいのは、住民の命に関わることなんで、今言ったことは県にきちんとやらせてください。そうでないと安心できないじゃないですか。ほんで、説明会をしないなんて絶対許されない。そこで何ぼ住民から、言葉は悪いですけど、袋だたきになろうが、事業者は自分たちがその事業を継続して20年以上やるんだったら、住民との信頼関係が大事だっていうなら、当然そんな今までのいいかげんなやり方は全部改める必要がある。そうでないと余計信用できないでしょう。町としても信頼できないでしょう。そこはやっぱりきちっと事業者を説得してくださいよ。嫌がろうが何しようが、当然じゃないですか。説明会も開かんと何やねんという話ですよ。ほんで、最初の頃なんて、すごいええこと言うてるんですよ。住民の同意なしにはやりませんって言うてたんやから。文書にも書いてあるんや、最初のほうの文書で。

今となつては何なんですか、全く住民の要望には応えないというこの態度、その辺も含めて、もう一度、町長も含めて答弁していただけますか。

○議 長

事業部長。

○事業部長

まず、事業地内の通行に関してですが、これは先ほど答弁したとおりです。開発に係る開発地内の町道なり、里道なり、これは開発によれば付け替え道路をするだとか、あるいは通常通行している方がおられるというようなことであれば、工事中であっても何かの代替道路を設置するなり、基本的に迂回することができれば必要ないと思いますが、迂回することができないというような場合でしたら、通常通行される人の通行権を確保するというのはあり得ると思いますが、今回メガソーラーに関しては、事業地内の櫛原地域の自治会の同意を得ております。それ以外、不特定多数が通るんだと言われてもですね、不特定多数の人に同意を得るということはできませんし、事務手続上、櫛原の同意を得て里道の廃止をしていると。それについては、議会の議決を得ているということで、町道廃止に関しては議会の議決を得ているということです。開発地の工事中に不特定多数の人が通る必要があれば考えるんですが、基本的に安全を確保できないということで、特に通る必要もないのかなと。囲繞地通行権を確保するという意味合いでの契約であるということで、お答えしたとおりです。

あと、事業者からの説明会ですね。これについては、町のほうでも引き続き事業者のほうに要請していきたいというふうに思います。

あと、県の手続上ですが、申請がされてから審査するのか、申請される前に県で独自に調整池の規模なんかを考えるのかということですが、それについては、県にお聞きしますけども、今、私が聞いている範囲では審査も含めてですね、県の職員だけじゃなくて、専門的なコンサルタントなんかにも依頼して審査なりをしていくというふうに聞いてます。事前に県で調整池規模なんかをどの程度の計画が必要なのかということでは、県にはどうされるのかは聞きますけども、それについて町からこうするべきだというような話はちょっとどうかと思います。

もし答弁が漏れてましたら、また言っていただきたいと思います。

○議 長

山口議員。

○7 番

里道のほうはちょっと調べてくださいよ、ちゃんと法的に。何も櫛原の人だけがということではなくて、これまであそこを利用してた人はいっぱいいるわ

けですよ、不特定多数で。だから、バリケードを張らなくても、工事をやるときはちゃんと人を立てればええじゃないですか。ほんで、もともと法的にどうなのかっていうのはちゃんと調べてくださいね。今日はそれ以上答弁しないでしょうから、その点はそれでええですけど。それはだって弁護士さんに聞いたって、要するにあそこを通行する権利はあると、一般の人も含めて。だから、その辺はどうなのか、ちょっと町のほうでもですね。じゃあ、何でわざわざ契約書に通行を妨げてはならないということをしてるわけ、そうでしょう。そこから見たって、それは初めから書いてあるから町もあんまり何も考えんと、契約はいつもそういうもんだからということやってるということは、旧慣として当然そういうことがこれまでもやられてるわけと思うんですよ。今回の場合は、何で事業者が入られるのを嫌がるのか、要するにちゃんとした工事をしているのかどうかをチェックされるのが嫌なんだというふうに、逆に言えば思われるわけやから、堂々と工事をやってるところを見せるというのが必要だというふうに思うんですよ。わざわざ強固なバリケードを張るっていうのは、隠したいという意図が見え見えじゃないですか。そこからして大体おかしいでしょうということになります。そのことはもう1回ちゃんと調べてください。お願いしておきます。

それから、県のほうに事前についていうのは、私は何回も言いますが、要するに住民の命に関わる問題を、それも平群町の住民の命に関わる問題について、平群町の町長が熱く知事に訴えるのは当然でしょうって言ってる。あんな偽装をして、県に抗議すべきですよ。あんないいかげんな書類を通して山を丸裸にしました。そんなことされた、その許可をした県に町長はまず抗議すべきですよ、はっきり言いますが。その後、工事を止めたのはええけど、今度は防災工事するとなったら5年確率って、そんなすぐにでも壊れそうな沈砂池を造ってそれで済まそうとする業者、応急処置を出してるわけでしょう。ほんで、住民のほうにはそれに対して、もちろんその沈砂池を造る工事をやってもらわなあかんけども、当然もともとのきちっとした防災施設を、今のままで当分ほっとかれても下流域に災害が出ないようにしてほしい。応急処置ではそれができてないと。取りあえず少しの雨とか、めちゃくちゃ大雨でない限り、ある程度はちよつともつんだったらそれもやってもらわなあかんけども、その後のこともきちっとやってねっていうのはずっと要望してるわけですよ。それは町も認めてるわけでしょう、そうあるべきやっていうのはね。認めてるわけだから、そのことも含めて、町長が知事に直談判するぐらいの勢いで言ってもらわないと、住民の命は守れませんよって。だから、町長どうなんですか。部長の答弁で、平群町としてできる限界があるのは分かりますから、それはもう県に言う

しかないんで、その点について言ってるわけですよ。ただ単に、文書1本を担当課に送ったからそれで済むという問題じゃないでしょうと。それこそ奈良モデルで、知事と市町村長がしょっちゅう集まってるわけですから、何のためにそんなことやってるんですか。県の言いなりになるためやってるんじゃないでしょう。市町村の要望もそこで上げるべきでしょう、ちゃんと。町長、その点はどうなんですか。そこははっきり答えてくださいよ。

○議長

事業部長。

○事業部長

当然、県とは連絡を密にして、情報共有も含めて一緒にパトロールなんかもしておりますから、状況を見ながら必要な防災対策については、町からも要請していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

山口議員。

○7番

町長、答えてくださいよ。

○議長

町長。

○町長

それでは、山口議員の質問にお答えさせていただきます。

許可申請の件なんですけども、森林審議会の再審査を求めるっていうことについては、奈良県議会のほうで一般質問もされております。その中で、水循環・森林・景観環境部長が調整池の設計内容について再確認をするよう事業者に指導していると。その結果、防災調整池の規模、形状等が変更となる場合は、改めて森林審議会に諮問し、審議をしていただく必要があるというふうな形で答弁をされております。このことから、奈良県において厳正なる審査をしていただけのものというふうに思っております。

また今回、住民の方より、町長の私に対しまして、6,536筆の署名も頂いております。このことは重く受け止めておりますし、また熱海市における土石流の発生により多くの人命や財産が失われました。住民の生命、財産を守るのは行政としては当然のことです。事業者に対しましても、協定書を遵守するように強く申入れを行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

山口議員。

○ 7 番

県のほうがやるって言うてるといようなことですが、全然事業者は守ってないわけですからね。県が指導したって全然守らない部分もあるわけでしょう。さっきも言う住民への説明会が、その最たるものじゃないですか。だから、それについてはもっと強くね、だからこそ県のほうで許認可権を持ってるわけですから、だって変更申請は県が何を出してきたってそんなんは受け付けられないよということを言えば、ちゃんと住民に説明もしないでそんなんは受け付けられないよと言えば済む話じゃないですか。それぐらいはやっぱりに県にちゃんと行ってくださいよ。今週から県議会も始まりますから、そこでも代表質問でうちも取り上げる予定になってるみたいですから、一義的には県の責任ですからね、そこに強く言うのは当然ですけれども。何回も言いますけれども、被害を受けるのは平群町の住民なので、平群町と平群町行政、特に町長として住民の生命を守るというのは最優先ですから、県に対してもっと強く言うていただくということをお願いして、もうこの質問は次にせんでもええように本当はしたいんですけどなかなか。言うておきますけど、去年6月からやって、どんどん中身が変わってますからね。初めはそんな絶対すぐやめろとかいう話じゃなかったのが、ここまで来たっていうのは本当にいいかげんな業者っていうことだけは肝に銘じて、だからそんな事業者を相手にするというので、平群町もあんまり善人ばかりになってたんでは駄目なんじゃないかという、嫌ごとも一言言うてですね、引き続き住民運動も県に対してとか、また裁判もやっていますし、その辺でしっかり動きがあると思うんですが、町としても住民の命を守る最優先で取り組んでいただくことをお願いして、この質問はこれで終わらせていただきます。

○ 議 長

総務部長。

○ 総務部長

それでは、山口議員の大きな2点目ですが、町広報紙の配布方法についてということで答弁させていただきます。

質問の中で細かく4点いただいておりますので、まず1点目、町広報紙、住民は情報を等しく受ける権利があると、この点についてどうだという御質問でございます。広報紙の情報伝達の公平性は各自治体においても課題になっているというふうに認識しております。自治会に加入・非加入に関係なく、情報伝達は町行政にとって、とても必要であるということは認識しております。

続きまして、2点目ですけれども、公平な行政運営として問題があると思うがどうでしょうかという御質問でございます。

議員がお述べになられた状況に関しまして、決してよいというふうには考えておりません。対策としましては、自治会に加入されていない方にも同じように情報が伝達できるように、ホームページ、ライン、公共施設の配置や郵送、防災行政無線、また掲示板など様々な手段を現在行っているところでございます。

3点目の広報紙の配布と自治会活動は別のものと考えてるが、町当局の見解はということでございます。自治会に加入されていない方もおられまして、自治会運営が難しい中で自治連合会でお話を伺いますと、自治会加入の促進を図る上で加入のメリットの一つとして広報紙の配布があるとお伺いしているところでございます。また、地域でのコミュニティーが薄れている中、広報配布を通じてコミュニケーションの機会の創出を図られてるということを考えて、現在のところ、広報紙の配布と自治会活動は関連するものというふうに考えております。

4点目でございますが、基本的に全住民に広報を届けるということで早急に答えを出すべきというふうな御質問でございます。これにつきまして、仮に全戸配布の委託を検討した場合です。平群町シルバー人材センターは、現在、登録会員数も少なく、広報配布期間を2日から3日というふうに限定されることで、その時期に人員を確保することが困難なことや会員の高齢化が進み、特に丘陵地や山間部の家庭まで配布することが体力的に困難なことから、現時点では受託することができないというふうに回答を得ておるところでございます。また、日本郵便による全戸配布については、概算ではございますが、全戸配布することについて年間約1,300万円ほど費用が必要になるということで、財政面からも現段階では厳しいというふうに考えております。広報紙の配布につきましては、御意見はいろいろあるものの自治会活動を応援する立場である町といたしまして、自治会加入促進の面からも、広報配布は一つのメリットであると伺っていることもあります。広報の配布方法については、各大字・自治会でも少子・高齢化や核家族化が進み、年々広報の配布が負担になってきているということも認識しておりますので、その負担軽減策も検討しながら、かつ配布していただける各大字・自治会や町広報紙だけでなく、主に配布していただいております議会だよりや県政だより、社協だよりなど、協議連携が必要であるというふうに考えております。将来的な方向性も見極める上で、引き続き研究及び各市町村の情報収集も行い、よりよい配布方法を検討していかなければならないというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議 長

山口議員。

○7 番

まあ全然進んでないのよね。言ってるのは分かるのよ、自治会の加入促進を図る。でも、広報だけで加入促進にならんし、それやったら町が自治会をやめた人を説得しに行ってるんですか。自治会はこういうことをやってるんで、ぜひ自治会にも入ってくださいと。町は自治会に入っていない人たちにそういうことをやってるんですか。団体に抜けたところもあるって、前回も言いましたけど、そういうところにはちゃんと町から話が行ってるんですか。抜けた理由を聞きに行っ、何で抜けるんですかってちゃんと聞きに行ってるんですか。何もしてないでしょう、ほったらかしじゃないですか。ほんで、広報の部数を減らしたら、50部減らしたのかな、毎月。全部のところ、8,000作ってたら十分間に合うんでしょけど、1軒に2世帯っていうのも何ぼもあるから、そのことはあれですけど。そんなこと全然やらんと、要するに自治会活動とは別もんなんですよ、はっきりしてんのは。

そしたら、三郷のやり方をちょっとは考えたらどうですか。あそこも全部には配ってないんです。1人だけやめるとか、例えば福貴団地でいうと、福貴団地で100軒あったら、今は百二、三軒になってますけど、1人だけ入ってなかったら、その人だけ配るっていうのはしてないけども、一定の数を集めれば全部配ってるわけです。それは何でかというたら、平群町は少ないですけど、三郷町は学生がいつとき多かったですから。要するにワンルームマンションがあって、そこに例えば10人以上住んでればですね、10世帯以上あれば、そこへは配るんですよ。1軒ずつじゃないですよ。誰かの家に、その中で配ってもらうように、三郷町でやってるわけですよ。平群町はやってますか。例えばですよ、樺井で二つの班が自治会から抜けたわけですよ。10軒あるかないかのところもあれば、全員が抜けたわけじゃなくて、その9軒が抜けてるとかね、十何軒が抜けてるとかね、そんなんでほったらかしでしょう。

もっと古い話になりますけど、フローラル、あそこは西向の自治会に、はっきり言って自治会に入れなかったから、自分たちで自治会を、その軒数は二十何軒ですよ、30軒あるかないかやと思うんですけど。それ、自治会はつくらんと駄目なんですか。その分かれたところは9軒でも自治会をつくれればえんですか。でも、自治会をつくと自治会のいろんな役をするのが嫌やからやめてはんに、そんなことはないわけやから。ただ、まとまったところは最低限配るとかね、そういう一歩前進をするとか。三郷のことはよう聞いてはると

思うんで、詳しく説明しませんけども、大した金額もかかってないんですよ。そういうことも含めて、やるべきではないんですか。

そら、自治会活動の細かいことをいえば、広報だけじゃなくて街灯のお金にしたって、自治会費からある程度は出したりしてるわけですから。ごみの収集の籠だって、半額補助でしたかね、町のほうが。半分は自治会が出してるわけですから、それはもちろん分かるんですよ、言ってる意味は。でも、できるだけ広報については、全ての人に行き渡るようにするっていうんだったら、そういう努力をしてくださいよ。全く町として何も努力せんとですね、抜けたら抜けっぱなしでほったらかし。そこが問題だと言ってるんですよ。町は人が足らんからできないんですか。三郷町のやり方はできるんですかできないんですか、それを答えてください。

○議長

総務部長。

○総務部長

各近隣の市町村の配布方法ですね、これをちょっと我々も、議員もおっしゃったとおりですけども、調べております。直接、各戸へ行っているのは斑鳩町と上牧町ということで、ほかは皆、業者のほうから自治会なり、そういうところへ行ってるというのがあると思うんですけど、今おっしゃった三郷町ですね、これ、印刷業者から役場から配送業者から自治会なり、ハイツなりへ行ってるということでございます。本町においても、ハイツのほうでまとめて配るっていうところもあるにはあるんですけども、もちろん私も答弁してる中で何もしてないということとはございません。研究もしていきますし、三郷町のお話も再度メリット・デメリットを確認していきたいと思っております。

○議長

山口議員。

○7番

今言ったようなことは、まとまって抜けた、西宮でも今度はなんか抜けたところがあつたらしいですけど。だから、まとまって抜けたところは、取りあえずそういう措置をするように、そこの抜けた人たちと話をすべきでしょう。そんな自治会が抜けてるのに自治会とは話合いができないわけだから、積極的に町のほうから話を持っていかないと前へ進まないじゃないですか。三郷のやり方なんて、何も調べんでもおたくらが前回、私のあのときは答弁してなかったけど、全部知ってるわけでしょう、やり方は。ほんで、金額が幾らかかっているかも全部分かってるわけでしょう。別に何も今、役場の職員が下ろしてるならそれはそれでええですけど、そこの部分については役場の職員があと何か所増

えるのかしらんけど、三郷町の場合は自治会の倍ぐらいの数を下ろしてるわけやから、その分の仕事は増えますけど、それだってしようと思ったらすぐできる話じゃないですか。そんな研究も検討も要らない。取りあえず1人でも多くの人に見てもらえるようにするっていうのが大事なんで、そこはすぐ手を打ってください、その程度は。1軒ずつ全部配れっていうのは、斑鳩や上牧のやり方をやれば金もかかるし、平群町の場合はシルバー人材センターにそれだけの余力がないということですから、それはそれでええですけど。でも、三郷のやり方だったらすぐできるわけですから、せめて先にそれをするとかいうことは私はやるべきだというふうに思いますんで、もういいですけども。そのことをお願いして、この件についてはもう次に質問せんでも前へ行くようにですね、質問をしなくてもこういうふうになりましたという報告をしていただけることをお願いして、私の一般質問をこれで終わります。

○議長

それでは、山口議員の一般質問をこれで終わります。

午後1時半まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 0時06分)

再 開 (午後 1時30分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号4番、議席番号5番、稲月議員の質問を許可いたします。稲月議員。

○5番

稲月敏子です。先般、通告をさせていただいております大きく3項目にわたっての質問をさせていただきます。御答弁のほどよろしくお願いいたします。

町内の産業用太陽光発電所について。

国が再生可能エネルギーの導入を促進させるためにつくったのが、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法、FIT法でありました。この法律に基づいて太陽光発電所の建設が進みました。しかし、この法律は、本事業を促進させるためにつくられ、設置場所や工法、住民環境との調和、自然環境の保全、災害との関係、適正な施工業者の資格などの規定などはなく、全国で施設周辺住民とのトラブルや台風、豪雨による施設設置土壌の

崩壊、また設備の破壊等が多数発生をいたしました。そして、大変大きな問題になっております。本町におきましても、法律制定後から休耕田に小規模な産業用発電所設置が始まりました。その後、2016年には福貴（ローズタウン若葉台北西部）に第1号の、いわゆるメガソーラーと言われる大型のソーラー発電所の建設が始まり、住宅との密接地であることや土砂崩壊の心配などから、住民とのトラブルが生じたことをきっかけに、太陽光発電所の設置に関するルールを策定することを強く求められましたが、条例の制定は避けて、町は指導要綱を策定をいたしました。しかし、現行ではこの指導要綱に基づき建設をされている発電所にあっても、様々なトラブルが発生をしております。

そこでお尋ねをさせていただきます。

1、メガソーラーと言われる大規模発電所以外、約20キロワット以上のところで、現在、町内に存在をする発電済み及び建設中の太陽光発電所の数、そして行政として把握をしておられる中で、安全面や環境面など問題となる事業所の存在についてをお伺いします。

2の一つ目、谷の急傾斜地に立地をする施設、具体的なところで信貴畑にあります発電所、この安全性。

二つ目は、町道、のり面、急傾斜地に立地をする施設、これは福貴畑の小字、片福貴ののり面にございます、この発電施設、安全面や土砂の流出についてお尋ねします。

それと三つ目、のり面の崩壊を起こし、菊畑に土砂が流出をした施設、北久安寺にある施設です。これについての行政としての見解、そして行われてきた対応について、今後行われようとしている対応についてもお願いをします。

三つ目、既に工事が完了、売電開始をした施設について、事後の安全対策について十分取られているのか、把握はできているのかをお尋ねします。

主に一つ目で、安全柵の設置状況の確認はどのようになっているのか。

二つ目、除草剤やパネル洗浄剤について、使用薬剤の種類や廃液の排出状況などについてお尋ねをします。

4) 番、気候危機を打開していくために、再エネの推進は大変重要と思っています。地方自治体としても、脱炭素社会を構築していくために、住民とともに知恵を出し、方向を早く見定め、方策を具体化する必要があると考えます。最も安価で設置可能な太陽光発電事業は、今後さらに増えていくと考えられます。本町においても同様に増加が予想をされます。

そこでお伺いします。

1、現行のように自然を著しく破壊し、脱炭素社会の構築とは逆行するような開発は認めない。また、災害を増幅をする林地開発を伴う事業はさせない。

二つ目、現要綱では届出が不必要な500平米以下の施設であっても、適正な場所や工法、安全対策などが施されるように行政としてしっかり把握し、適切な指導ができる新たなルールをつくる必要があります。自治体としての考え方を明確にし、適切な条例を策定していくことが必要と考えますが、御見解を伺います。

大きく2点目、道路の破損や危険箇所通報装置導入について。

町内道路の傷みが著しいことは、これまでも私も含め、多くの議員の皆さんから指摘があるところでございます。多くの町民は、道路の不具合により不便な思いをし、また危険を実感し早期の改善を望んでおります。また、破損や故障が原因で事故が起これり、訴訟や町に対しての損害賠償なども毎年発生をしているところでございます。町行政は、職員の定期パトロールによって破損などの調査をし、解決をしているとおっしゃってききました。しかし、平群町は人口に比較をして面積が広く山間地も多く存在をし、隅々までの状況把握は大変難しく、傷みが放置をされているのが現状ではないでしょうか。そこで住民の皆さんの声、通報、これをいち早く行政に届け、改善できる方法として、危険箇所や破損場所などの通報アプリ、スマートフォンの利用、これを導入してはどうかと令和元年6月議会において、私が一般質問をさせていただきました。そのときの答弁は、今は実施する考えはない。今後の検討課題とするというお答えでございました。その後、検討をされたのでしょうか、お尋ねします。

住民の情報を得て、住みやすい安全な町をつくっていく。また、住民にとっても通報した結果が改善されると、よりよいまちづくりに自分も寄与できたという喜びが得られるのではないのでしょうか。これは住民と行政が力を合わせて、よりよいまちづくりをしていくための第一歩ではないのでしょうか。私は第一歩だというふうに思っております。現状を考えて、通報装置の導入をすべきと考え、提案をさせていただきます。

大きく3点目、町内近鉄線の駅員巡回配置について。

近鉄生駒線の信貴山下、平群、東山の3駅を近々に無人化するということが、県議会の地域公共交通対策等特別委員会で明らかになって、私どもが知ることになりました。また、この議会の初日にも町当局からの報告がございました。理由は、コロナ禍の中で乗降客が減少しているということらしいですが、問題は大変大きいと考えております。平群駅は平群町内の顔というべきところでもあり、路線バスやコミバスなどの中心駅でもあり、公共施設もあるということから、多くの住民や町外の方も多数利用する駅でございます。また、電車の行き違いをする、こういう駅でもあり、電車の脱線などの危険性も考えられます。また、利用者にとっても、線路を渡って王寺方面の電車に乗るという駅でもあ

り、危険を伴うことも予想ができます。障がいを持った方々の乗降も多数あります。乗客の安全を確保する点から、また利用者の利便性からも大変大きな問題です。平群駅、東山駅では、今年の4月から自動発券機が2台あったのを1台に減らしております。それ以外の駅はもちろん前から1台になっているという状況です。大変大きな問題であります。駅員不在になると、乗車券購入にも支障が生じてまいります。故障のときが困るというのが目に見えております。私も元山山口で何年か前に経験がありまして大変困りました。また、東山駅は近大病院への通院者も大変多く、配慮すべき人々の乗降が多く、またエレベーターやエスカレーターなど機械類も設置をされている。故障なども考えられ、駅員巡回配置になるという情報には大変驚いております。平群町においては、このような状況をどのように把握をされ、対応をどうするか、お考えを伺います。

この3点、よろしく願いをいたします。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、稲月議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議員御質問いただきました大きな1点目の御質問でございます。町内の産業用太陽光発電所についてお答えを申し上げます。

1点目の町内に存在する発電所の把握についてでございます。

現在、平群町太陽光発電設備設置に関する指導要綱に基づきまして、設置申請されている事業所につきましては18か所ございます。そのうち稼働している箇所数といたしましては、16か所の稼働となっております。指導要綱では、土地の形状変更や目的の変更については、関係法令を遵守することになっておりますので、必要な場合は開発許可や宅地造成規制法等の手続がされた上での太陽光発電事業を行っているところでございます。現状といたしまして、各発電所を確認しましたところ、安全面で問題となるところは特にございませんでした。

2点目の急傾斜地ののり面に設置された施設に対する見解と対応についてでございます。

御質問の中の一つ目の信貴畑地区の施設につきましては、技術基準に基づいて造成をされたのり面に設置をされており、現時点での危険性は低いと考えております。

2点目の福貴畑地区の施設についてでございます。この施設につきましては、一部地形の変更がなされていますが、大部分が自然ののり面であり、現時点で

は崩落などはなく、今後、表土の流出は草木の植生によってなくなるのではないかというふうに考えております。

三つ目の久安寺地区の施設についてでございます。ここにつきましては、議員御指摘のとおり、隣接の畑に土砂が流出をいたしました。これは事業者が対応し復旧をされたということで、現在は解消されていると把握しております。

3点目の事後の安全対策についてでございます。

現在、稼働しております16か所のうち、15か所が安全柵を設置しております。残りの1か所につきましては、地形的に外部からの進入が困難であり、門扉を設置し安全管理を行っているところでございます。

また、除草剤や洗浄剤の使用についてでございますが、それぞれの業者に確認をしたところ、除草剤は使うことはあるが、市販の薬剤を既定の希釈で使用しているということでございます。洗浄剤につきましては、設置後、使用したことはないとの回答を得ておるところでございます。

最後、4点目の適切な条例制定の必要性についてでございます。

太陽光発電事業に関しては、全国的に多くの地方公共団体が条例制定を行っているところでございます。平群町におきましても、今後、町全体の土地利用構想の方向性を踏まえまして、どのような内容の条例とするのかを各課と協議の上、制定に向けて前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長

稲月議員。

○5 番

ありがとうございます。それでは順次、再質問をさせていただきます。

まず、最初のほうのことなんですが、今現在、設置をされているところは16か所ということで教えていただいたわけですが、これ以外に500平米以下の分もありますよね。それはここには入ってない。要綱に合致をするとか、要綱に基づいて申請をされた500平米以上のところということになりますね。それでいいかなというふうに思いますけども、それ以下のところについても、いろんなことが起こってくる可能性もありますし、いろんな問題も包含してるということも現在もあると思うんです。

今、私が周辺の方たちの御意見とか通報とか、それらに基づいて、この辺は問題があるのではないかなと思ったところを特にピックアップしたのがこの3点だったわけですが、これについてちょっとお伺いをしたいなと思います。

1点目の信貴畑は法に基づいた、ちゃんとした土壌の整備もされて設置をさ

れていて、特に今は危険はないと、今のところは問題がないというふうにもおっしゃっているわけですが、今のところ、風が吹いて飛んだとかそんなんはありませんし、土砂崩壊においてパネルが潰れたとか横へいがんだとかそんなんも、そばまでは行けないんでね、そこまでは見れないですけど、今のところはないような感じはしますが、大変草が物すごい伸びてるんですよ。これによって発電不良っていうのを起こして、何か事が起きる可能性っていうか、周りの人たちはそんなふうな心配もされております。それと急斜面、あれは谷側ののり面っていう感じのところにつけられてるんでね、非常に危なっかしいなっていうふうには思います。

あと問題になるのは、福貴畑、片福貴墓地の少し下に下りてきたところの道路の、ちょうど町道のかなり幹線道路ですよ、平群町にとっては。福貴畑へ上っていく幹線道路沿いにある道路の下のかなり急斜面のところの一部切土をしてつけているソーラーでございますが、ここでは土砂の崩壊もなくというふうにおっしゃいましたが、実際は土は流れています。見てもらったら分かるように、大きな道路から少し入ったところに入ってもらったらね、土のうがたたくさん積んでおります。それから流れた土の跡が見えます。これは土が流れてるっていうのがはっきりしています。その上を見ても、土が崩れてきたんだというふうに思われます。ただ、パネルが壊れたりとか何かをしてるという状況ではない。それは確かにあります。

それと安全面の対策がここでは非常に私は問題があるというふうに見えています。というのが、パネルと防護フェンスがほぼ同じ面一といおうか、数センチしか離れてないんですよ。その道路は公道と安全柵、防護柵、フェンスの間もほんの僅かで、道路から私が立って、そのパネルとの間を測りました。そして、私の片手、手のひらの親指から小指まで17. 数センチあるんです。それぐらいしか空いてないんです。だから、ちょっと触れられるっていう箇所が2か所以上あるんです。これは確かめてますので確かですので。こういうパネルっていうのは、少しでも傷がついたり、破損をした状態っていうのかな、故障が起こったときに漏電したり、触ったら感電をするという、そういう危険性があると言われていてと理解をしてるわけです。パネルが正常な状況であるのか、異常な状況にあるのかというのは、見た目には分からないっていうのが通例だそうなので、誰かが故意に触ったり、知らんと触ったり、そんなに子どもたちがどんどん通っていく道路では決してないと思います。ほとんど車で通過するか、農業者の方たちが通られたりというのはあったとしても、でも何があるかというのは一切分からないことなんでね、この安全柵についてはきちっとしたものを、それと安全柵が非常に低い。安易に中に侵入ができな

いようにしなさいというようなガイドラインがありますよね、経産省が出してる。それにも反する状態であるということは承知をしていただきたい。指導をしてもらいたい。

それと、もう一つ大きくは、ここに誰の責任でこの発電所は造られているのか、どれぐらいの発電量があるのか、どこへ何かあったときには連絡しろとか、普通はそういう掲示をしなければならない。20ワット以上はしなさいというふうに、これもガイドラインでうたってると思うんですね。こういうのがどこに、ぐるっと見に回りましたがないんですよ。工事中も一切どこの建設会社がやってるとか、何平米の土地を切土にするのか、盛土にするのか、何かそういう形状を変えてやるんか、普通は貼ってるんですよ。工事中も一切なかったんですよ。非常に不適切ではないかというふうに私は感じております。ここの指導は、ぜひやってほしい。あれなら経産省への通報なり何なりしていただかないと、これは非常に住民にとって危険な状態だということを指摘をさせていただきます。

それと久安寺ですね、畑に土砂が流入をしてもめたと。それについては、復旧をさせて、対応を業者がしたから問題はないのだというふうにおっしゃっていただいたんですけど、問題がなかったら大変よかったですけど、問題が今もあるというのを、私も何回か見に行きました。そこで、大変大きな問題を抱えたままで工事の続行がされてるというふうに思っております。崩れた箇所は雨が降るたびにまた増えてるんです。その敷地内ですね、もう既にパネルはつけられておりまして、このパネルの下の土壌状態というのは本当にこんなんですわ、ぐちゃぐちゃ、どろどろ、がたがた、このようなところに架台をつけられてるわけで、架台の脚ですね、これが流れてきた土砂により、かなり埋まってしまってるどころ、また掘れてるところ、昨日見たところは、それを大分また埋め直してなりましたが、架台の脚がこのようにいがるんですね、斜めになってしまってる。いかにも、今にもパネルの架台が潰れそうな状態、そういうところも見られます。土砂が落ちたところの一番ひどいとこの亀裂っていうのは、そりゃあすごいもんですよ。菊農家のほうじゃなくて、山のほうに落ちてる部分ね、そこが土砂崩壊を起こして、その土や水がフラワーロードにまで流れ出てます。それをたどらないかんと行って行ったんですけど、ようきちっとたどり切れへんかったもんで、上のほうから、太陽光発電の下のほうから下へ下って見ました。そしたら、やっぱりそこに落ちてるというのを昨日発見をしています。だから、ちょっとやそっとの土砂の崩れではない。今もなおかつ水が流れてるといふね、そういう状況になっていて、ここの工事をしてる、特に電気工事をしてる方に何回か会ってるんですけども、その方いわく、この

ようなひどい地面で設置をするのは、全国にあちこち行ってる福山の方なんですけど、初めてやというふうに、非常に困ってるんやというふうにおっしゃってまして、何とか早う止めくれというふうなことも言われたんですけど、私が止めるわけにもいきませんということで話はしてたんですけどね。そのように、業者自身もこれは大変なところに設置してるんやというふうに認識をされてるというような状況です。そして、また復旧対応されたということで、土のう積んだりとかU字溝を入れたりとか、それとドレーンシートですか、シートを崩れてる面とかソーラーの下とかに全部敷き詰めてるわけですけども、それ自身がめくれてしまってるし、ぐちゃぐちゃになってるっていうのが現状でございましたので、もっとしっかり見てほしい。問題がないなんていうのをようおっしゃっていただいたわなど、私はちょっとあきれ返ってるというような状況にあります。

このように、様々なメガソーラーではない小さな発電所においても、大変大きな問題が今現在起こってきてるということを、きちっと行政としても大変お忙しいんでね、逐一把握しろというのが酷なのかもしれないですけどもね、住民の安全を守っていくという観点の下で気張って調査をしてほしいし、ほったらかしにならないように、このような答弁に私はなったらあかんというふうに思ってます。

それと、ここは家はそばにないんでね、人家にどう影響があるかっていうのは直接はないわけですけども、菊の栽培をされてる、そこに土砂が入ったというね。ただ入って、それで終わりじゃなくて、やっぱりいろんなウイルス、また雑菌、こういうのが菊に移るっていうか、それで次の年にも何年か菊は生育をすることが難しいというようなことも農家の方がおっしゃっているということも聞いております。そういう平群の基幹産業である農業、ましてや菊は秋菊日本一というふうにうたってる一番メインの産業やというふうに思うんですけども、そこにこのような大きな影響を与えるような工事っていうのは、やってもうたら困るということで思っている次第でございます。この辺での見解をもう一度聞かせてほしいというふうに思います。

今、3のところについては、さっきの話の中で出しましたので、1のところは結構ですけども、あと除草剤やパネル洗浄剤、市販のものを使ってるという、その市販のものがどのような薬剤を使ってるのかっていうことが問題やというふうに思いますので、何々系とかいろいろありますよね、その辺の把握までしていただきたいというふうに思います。この廃液については、大体川に流れていくわけですから、福貴畑の場合なんかは井文字川に流れていきますよね。信貴畑も井文字川ですね。久安寺についても、ほぼ谷川を伝って井文字川のほう

へ流れるのかなというふうに思いますけども、水がそばを流れておりますので、今後の出来上がってからの問題になりますけれども、きちっとした把握もしていただきたいというふうに思います。

それと、あと4点目ですね、4)の条例については、また井戸議員も一般質問をされますので、またそこに委ねたいなっていうふうに思いますが、一つ私が思うのは、やっぱり今の地球の温暖化の問題ですね、ここを打開をしていく、何とか我々も考えていかなあかん。そのために一歩、二歩、三歩前進をせいへんかったら、2050年までにゼロカーボンという大きな国の目標、これは達成できない。やっぱり地方自治体も真剣に考えていかなければならない。そのための方策の一つというふうに思ってます。無制限に太陽光発電がどこでもかしこでも造られるというようなことを絶対につくらない。ここは造ってもいい、ここに造ったらいいよというようなことが、みんなで納得できた上で造っていただきたいというふうに思います。ここにも書いてるように、必ず自然を守ってもらいたいし、災害を誘発するような施設は絶対造ってもらったら困るとかね、その辺をきちっと入れながら条例は策定をしていただきたいというふうに思っています。今、国のほうも、各法令と同じ順位で各地方自治体の条例は守らなければならないということで、同等に扱うということで経産省のほうも言っておりますよね。だから、非常に自治体の条例というのは重要なところでありますので、各課だけの話合いではなくて、住民の意見、また専門家の意見も私はぜひ入れてほしい。早くつくってほしいけど、あんまり簡単につくってもらっては、またこれは困るなっていうふうに思ってますので、今言ったようなことを加味しながら策定をしていただけるように考えていただきたいなと思っておりますので、もう一度これはお返事ください。よろしく。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、稲月議員の再質問にお答えをさせていただきます。何点か多岐にわたって頂いておりますので、順次お答えを申し上げます。

まず、町内に存在する発電所の数というところでございます。これは先ほど議員お述べいただきましたように、この数につきましては、指導要綱に基づいた上での数によるものでございます。指導要綱後、設置の申請が上がってきた件数ということで御理解していただいております。

2点目のそれぞれの施設の安全性というところでございます。私どものほうも、全ての施設を日々、微に入り細に入り状況まで把握はしておりませんので、いろいろその都度、町民の方または関係者の方からいろいろと御提案なり御意

見、またこういうことがあったよということで御連絡を頂いた折々には対応しておるようなところがございます。その都度、事業者のほうにもこういうことがあるということの指導はしておるようなところがございます。

特に2点目の福貴畑のところ、議員のほうからも御指摘を頂きました急傾斜地の中で、フェンスの高さが少し低いところがあるということで御指摘いただいた部分につきましては、早速、事業者のほうにそういうふうな箇所になってるところについては改善するよということ、担当課のほうより指導はしておるようなところがございます。ここにつきましては、我々も至らないところがあるかと思っておりますので、その都度、御指摘を賜りましたら対応のほうはしてまいりたいというふうに考えております。

あと、久安寺の土砂の流出等につきましては、もう少しこれから台風時期でもあるということもございますので、再度改めて現場のほうは確認をした上で事後の安全対策ということで対応をしてまいりたいというふうに考えております。施設全体を総じての話なんですけども、そういった形での安全対策に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に最後、市販の農薬のところでございますが、それぞれの事業者のほうは市販の薬剤を使って規定の希釈をしているということでございますので、市販のものというのは一定の薬の効能であったり、安全性というのが確保できた上で小売店で売っているというふうなものかと思っておりますので、そういうものをちゃんと使ってというふうな指導になってございます。特に口に入れるようなものではございませんし農産物ではございませんので、草ですので、そこまでトレーサビリティを事業者のほうに求めていくというのもちょっと大変なのかなという思いは持っております。

次に、条例の件でございます。今後、条例の制定に向けて検討するということでございますので、まだ具体的にはというふうな御説明の段階ではございませんが、条例でございますので、一定の規制を持たせたような条文になろうと。その規制の在り方なんでしょうけども、いわゆる太陽光という行為に対して規制をするのか、土地利用という部分でいろんな土地利用の規制区域の中での規制にするのか、また一定の面積要件をもって規制の対象とするのかといったような様々な条例の切り口というのがあるかと思っております。そういったことも含めて、今後は各課のほうと協議をしてまいりたいというふうに考えております。ちょっと制定の時期につきましては、十分に庁内で協議をした上での対応ということになっておりますので、一定議会のほうにも御説明ができる時期が参りましたら御報告、御説明のほうはさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長

稲月議員。

○5 番

それぞれの今ある太陽光発電所ですね、産業用の発電所の問題点、それについては指摘をしたり、意見が出てきた場合にはきちっと対応をしていただけるということでもいいのですかね。あと、とにかくプレート、どこに連絡をすべきなのかというね、誰が責任を持ってるのかって、それは絶対要るわけですよ。何かあったときにすぐ危険な状態になる災害が起こって、即電話せなあかん、それは行政がしてくれはるかもしれへんけど、それまでにせなあかん場合もあるわけですよ、火災が起こるとか台風で飛ぶってというのは、もうほんまに急斜面やからあり得るわけですね。そんなことっていうのは可能性としては大変高いんでね、御近所の方たち、通りがかりの者がすぐに通報できるような状態をつくらなあかんということは、つけなあかんというふうになってるんやから、当然いち早くつけてもらうように指導をしてほしい。これは指導してもらえますね。

農薬もまた同じことを言わなあかんけど、市販のものであったって希釈についても、そこに書かれてるとおりにやってるから問題がないというふうにおっしゃっていますし、口に入れるものではないというふうにおっしゃったのがちょっと気になりますね。確かに草は口に入れません。あそこのパネルの下の土壌を口に入れに行くばかは誰もいませんで、それは大丈夫やというふうに思うんですけども。そこから川に液が流れるわけですよ。そしたら、農作物を作っておられる方たちは川から取水をしてはるわけですよ。その水が汚染をされて流れていく。これは行く行くは海に運ばれていくわけですからね、海洋汚染にもつながるわけですよ。だから、やっぱり神経を使わなあかんということですね、もうちょっと敏感になってほしい。口に入れへんから大丈夫というような安易な考えではいけないんじゃないかと、それは私の感想ですが、感じました。

それと、条例の件ですけども、一つ言い忘れたんですが、条例策定の際には、今500平米以下は含まれないんで、やっていたら要綱にはそうなってるわけで、500平米以上のところを対象にしてるわけで、もちろん広いところについてはいろんな問題も起こってきますけども、500平米以下のところでも、今、西宮の一番南の端、三郷町の境のところは何枚か分からないんですけども、パネルが設置されています。そこについても、御近所の方から水が出てくると、私も見に行きましたけど、そのときにはもう下はどろどろ状態

でしたね。フェンスなんかはきちっとつけてありました。かなり高いフェンスで、みだりに入るようなことは絶対ないというふうな状態でしたけどもね。排水の設置が非常に悪いような感じもしています。そんなんで、御近所はいろいろ迷惑をしてはるわけで、そういうことも小さいところでも出てくるんです。休耕田なんかで随分前に造られたところなんかは、今のところは安定して運転してはるのかなというふうには見てるんですけども、やっぱり小さなところであっても、きちっとした土壌の問題とか、その辺では町として把握をし、後々指導のできるような体制をつくってもらいたいので、条例制定に当たっては、私は大きなところも小さなところも、家庭用の発電設備を屋根につけてはるとかね、そういうのは除外をして、20キロワット以上は産業用というふうに呼ぶようですけども、そういうところ、売電をして、家のも売電しますけども、産業用として使われるところについては含めていただきたいというふうに思います。私は条例制定に当たっては、町内だけではなく、それ以外のところ、専門家の御意見、また住民の皆さんの御意見、これはいろいろ詳しい住民の方っていうことになってくるとは思いますけれども、そういう方たちの御意見もぜひ入れていただきたいというふうに思いますので、その辺をもう一度お願いします。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、再質問のほうにお答えをさせていただきます。

先ほどの除草剤の農薬の件ですけども、ちょっと私の説明が悪かったのかなというふうなところで再度、御説明申し上げます。先ほどちょっと口に入れるものではないということとトレサビリティのお話をさせていただきました。残留農薬、除草剤と農薬というのは少し似て非なるものかなと思うんですけども、基本的にはそういうふうな体に害を与えるようなものについては、一定の基準で示されたものであるということでございます。あくまでも除草剤は除草のために使用するものですので、実際には人間が体内に入れるものではないということとのすみ分けでしたら、一つの農薬の考え方には除草剤というのは当たらないのかなというふうな理解をしておったところなんです。そういう意味で、先ほどの答弁をさせていただきましたので、ちょっと補足になります。御説明のほうを申し上げたいと存じます。

4点目の条例の制定についてでございます。当然、まだ今後検討してまいるというところがございますので、先ほど申し上げましたように、条例の具体的な中身につきましてはまだできてないといえますか、これから検討してまいる

というところでございます。当然その部分でどういう立てつけの条例にするのかによりまして、一定の知見を伺うような専門家の方々の対象も変わってくるのかなと思っております。ただ、思っておりますのは、町の条例でございますので、先ほどの山口議員の一般質問にございましたように、技術的な基準まで踏み込んだ条例にできるのかどうか、そういうものなのか、それとも町として概念的な条例にとどまるのかによりまして、かなり知見を頂く専門家の方の内容も変わってくるのかなと思っております。あくまで規制条例ということでありましたら、一定の地方自治体としての法的な見解であるとか、法的にどこまで制約ができるんやというふうなところ、またその条例を破ったときに罰則規定をどうするんだといったような、そういうふうな立てつけの条例になるのかなというふうな思いは持っているんですけども、中身につきましては今後の検討ということで御承知おきいただきたいというふうに考えております。

○議長

稲月議員。

○5番

ありがとうございます。農薬のところ、除草剤の問題ですね、これについては後は川に流れたり、下水に流れたりというふうなことになるって、最終は海に流れるということですので、やっぱり環境を守っていく、よりよい環境の下で人類も動物も生育していくわけですからね、その辺のことも御配慮の上、今後の扱いについては御検討いただきたいというふうに思っております。

条例の制定はやっぱり基本には脱炭素社会、地球の温暖化を防いでいくというね、この大きな前提の下でつくっていくことが大事ではないかっていうふうに思いますし、今、専門家にどういう内容でもらうんかって、これは今後考えていってもらったらいいいことであるんですけども、そういう方たちも入っていただくという方向でね。それと住民の中でも、いろいろ専門家の1人としてカウントしたらいいんだろうと思いますけれども、そんな方たちの御意見を広く意見を入れながらつくっていく、今後の地球規模で守っていくということの観点でもってつくっていただきたいと。格調の高いものをつくっていただきたいなと思いますけれども、それは希望でございます。そういうところ辺で、今後しっかり丁寧に熱を入れて、ぜひやってほしいというふうをお願いをいたしまして、この問題についてはこれで終わりです。

○議長

事業部長。

○事業部長

それでは、2点目の道路の破損や危険箇所などの通報アプリ、通報装置の導

入をすべきではという御質問にお答えします。

令和元年6月議会以降、一定検討はしてまいりました。道路の破損や危険箇所などスマートフォンを活用した通報システムでは、最も月額使用料の安価なフィックスマイストリートというアプリの場合なのですが、これについては全国で22の市と町が導入されております。県内では、平成28年度から生駒市のみがこの通報システムを活用されております。通報システムの活用は、画像での状況確認、投稿の位置情報により、正確な場所の確認ができるなどのメリットがございますが、一方、デメリットとして個人情報流出の可能性やアプリの対応のための人の配置など、そういった問題がございます。現段階においては、システムの導入は考えておりませんが、今後も導入されている自治体の状況を見てまいりたいと考えております。なお、町では議員もお述べのとおり、月2回の幹線道路のパトロールを実施しております。そういったところに対応しているところです。加えて申しますと、奈良市は令和2年7月から、同種のこのようなアプリのシステムを導入されております。こういったアプリの導入ですが、月額使用料とかそういったものがかかります。

生駒市の場合ですと、平群町の道路延長でいいますと、生駒市の場合は平群町の2.1倍、自治体の面積としましても2.2倍ぐらいございますので、それこそ津々浦々までなかなか目が届かないっていう部分もあって導入されてるところであります。平群町がパトロールで津々浦々までちゃんと管理できてるのかっていうと、議員も御指摘のとおり、いろいろ事故とかもあってですね、なかなか全て対応し切れてないというところですが、例えば斑鳩町さんの場合では、ホームページで道路危険箇所の通報を呼びかけておられます。この場合ですと費用もかかりませんし、こういったことも含めて検討していきたいと思っております。生駒市さんの場合、このフィックスマイストリートで年間60万弱ほど、月額使用料が4万9,500円ですかね、12か月で59万4,000円ほどの使用料がかかっておるということで、平群町の規模でいいますと60万近いお金があれば、かなり道路の補修もできるというようなことも含めて、費用対効果のことも考えながらですね、あまり費用をかけずに何かまたいい方法がないかということも含めて、今後とも考えてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議 長

稲月議員。

○5 番

ありがとうございます。最後には費用のことで、それは大事なことやという

ふうに思います。でも、パトロールを月2回ですかね、それも主要な道路のみということで、この間、何度かお聞きしてるわけで、その中に入ったところってというのはほとんど見れてないというのが現状やと思うんでね、きめ細やかに住民からの情報を得るといことは非常に大事なことであるので、あんまり町村ではやってないんですね。今、全国のを見ても、ある程度の市がやっておられるっていうのを私もネットで調べた中では見ておりますので、うちは広いということもあるんでね、ぜひ導入したらどうかなっていうふうに思っています。

それとあまりのがたがたの道路は、本当に危険やなというのもしょっちゅう自分自身がバイクに乗りますのでね、穴が空いてたりとか土が上がってたりとかで、滑って転ぶというのが本当に身の危険を常に感じるんでね、その辺はできるだけ早く通報したいと思ってスマホで写すんですよ。写してそれを役場にすぐ言いに行けばいいんですけども、その時間がなくて、そのままスマホのアルバムの中に収めてると。ほんならこれほどこやったかというのを忘れるというような状況も、私自身の弱点としてありますのでね、これがすぐ通報できたら、本当に安全安心に少しでも近づけるんじゃないかというふうに常々思っておりまして、この点を再度させてもらったわけです。ほかのところの他市、他町の状況をよく聞いて、また検討もしていただけるといことなんで、ぜひ前向きな検討も含めてやっていただいで、その分、今お金が余るならしっかり工事をしていただいで、安全な道路を造っていただきたいし、危険箇所が少なくなるよう頑張っしてほしいというふうに思っていますので、これについては今後に期待をしたいというふうに思って、これで終わります。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、議員大きな3点目の町内近鉄線の駅員巡回配置についてということで答弁させていただきます。

先日の議会初日、諸般の報告におきまして御報告いたしましたとおりでございますけども、平群駅の駅員配置体制の変更につきましては、先般8月17日、近鉄本社より担当課長が本庁に来庁されまして、10月1日より実施する旨の申入れがございました。そこで我々といたしましては、近鉄の駅係員の人員確保が難しい状況には理解はするものの、このような変更は駅利用者の利便性、安全性に大きく影響を与え、駅係員不在の際の高齢者や障がい者などの円滑な移送に支障を来し、急病人、事故への対応の遅れなどが懸念されるため、安心安全な公共交通を目指す上で大変憂慮せざるを得ない事態であると認識し、その旨を伝えました。それとともに、現状の体制と同様の利便性、安全性を確保

する措置について方策を講じるよう、9月9日付で関係の市町村、奈良県内でございますけれども、と連名で近鉄に対しまして要望書を提出いたしました。また、奈良県におきましても、9月1日付で意見書が提出され、その文書につきましては、先日皆様にお配りをさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議 長

稲月議員。

○5 番

ありがとうございます。考えてることは多分一緒なんだろうというふうに、今の御答弁を頂いた中では思いました。取りあえず次から次へと合理化というんですか、極端に人口も減っている中で、現役世代が減ってるから通勤者は当然減るし、少子化の下で通学をする子どもたちも減る。これは誰が考えても分かるわけですよ。それと、このコロナ禍の中で家でお仕事をされる方も増えてますしね、あちこち出歩くことが少ない。ほとんどないと言ってもいいぐらい出歩いてない人もいてるわけでね、その辺では電車に乗る機会っていうのが少なくなってるから、経営の面ではそれは大変やろうというふうに私も同情は若干します。しかしながら、やっぱり公共交通として役割をしっかりと近鉄さんは果たしてもらわないかと。こういうときもあるけど、またもうかるときもあるんやからね、もうけだけを考えてもろうてどんどんどん人減らしをし、設備の削減をし、ひどい話ですよ。私も思うんですけども、人を減らすならせめて券売機ぐらい複数にしとぎって。これは近鉄交渉を日本共産党も議員でやったことがあるんですけど、そのときにも近鉄さんにはっきり申しました。そんな機械は減らすは人は減らすわね、何もかも削減ということにして、本当に安全で便利な交通機関としての役割が果たせるんかっていうところ辺でね、非常に疑問やということではっきり申しました。そのような考え方でなくて公共交通の経営をしてもらったら困るなっていうふうに私自身は思ってます。

今、部長のほうからおっしゃっていただいたように、本当に利便性を図り、安全性を守ってもらえる、そういう近鉄電車にしてもらえるように、駅員の配置についてはしっかり物を言っていただくことが大事やと。ほんで、この間、要望書を提出していただいたということで、それについては非常によかったなっていうふうに思ってますけど、私はもっと厳しく近鉄には言ってほしい。何かと平群町は近鉄に御奉仕をしてるわけですよ。トイレも外に作りました。中のトイレはなくなりました。この点についても、本当に何でここまで町が全部お金を出してやらなあかんねやというふうに思ってますし、本当にもっとも

っと近鉄線が便利で安全な乗り物であれば、人口増の一つの要因にもなってくるわけです。そういう点からも、まちづくりの観点からも、しっかり厳しく言ってほしいというふうに思っております。

ほんで、平群駅の位置づけですよね。ずっと1日中いてはれへんというわけではないというふうに、この前もお聞きをしました。平群駅から両駅ですかね、元山上口駅と竜田川駅に何時間かいらっしゃると。中心は平群駅なんやっていうふうに川西部長のほうから御報告があったんで、まだましなんかなと思ったんですけどもね。だけど、その間に平群駅って質問のところに入れてますけれども、行き違いをする駅ですよね。やっぱりこれって脱線をする可能性というのは、それは今まで私は経験したことないですけどね、あるわけですよね。それともう一つ、乗客が西から東に踏切を渡って王寺行きのほうに乗らなあかんというね、踏切を渡るということは非常に乗客にとっては危険な現状があるわけですからね。これはやっぱり常々駅員さんが見守り、電車の誘導もしてもらって、でないと安全性を確保することの本来的な意味はなさないっていうふうに思ってます。こういう平群駅、また東山駅、ここにも書いてますように、機械が導入されてるわけですよね。こういう故障が起こったらほんまにどないすんねんというね、ベルを押したらええやんって、それでは済まないというところら辺でね、やっぱり常駐を駅員さんがするような駅に復活をさせてもらえるように、今後も働きかけは常時やっていただきたいというふうに思いまして、それをお伝えをして終わります。

○議長

それでは、稲月議員の一般質問をこれで終わります。

午後2時50分まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午後 2時33分)

再 開 (午後 2時50分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号5番、議席番号2番、長良議員の質問を許可いたします。長良議員。

○2番

発言番号5番、議席番号2番、長良俊一です。どうぞよろしくお願ひいたし

ます。

私の一般質問は3点であります。今日、最終の5番バッターですので、どうぞよろしく願いいたします。

まず1番目に、教育委員会総務課の今後の在り方について。

令和3年9月になり、子どもたちの登校が始まりました。夏休み休暇が終了し、2学期のスタートです。学校関係者、保護者の方々もコロナウイルス感染症の対応に苦慮されていると思います。8月下旬に、残念ながら学童保育でお預かりしている子どもさんがコロナウイルス感染症の陽性と診断され、学校運営を担う教育委員会総務課としての役割の重要性をひしひしと感じています。令和3年度の事業も半年が過ぎましたが、様々な事業は順調に進んでいるのでしょうか。コロナ禍の状況で、不要不急を基本に進めていくことに努めていただいていると感じています。

先日、令和2年度の執行後における政策評価についての委員会が開かれました。小中学校情報教育推進事業、外国語教育、教育環境施設の整備など、これからの未来につながる子どもたちにとって大変重要な取組であり、他の市町村に比べても進んだ試みもあると感じています。公立学校教育については、国や県の方針に沿い地域性を鑑み運営を心がけていると考えますが、大胆な改革を進めている町もあるようです。教育環境の充実を図ることで、子育て世代の注目を集めることも可能ではないかと感じざるを得ません。先生方や保護者、子どもたちの目線に沿った運営こそ、魅力ある平群につながる一助ではないでしょうか。

この視点からお伺いいたします。今後、教員の働き方を考えながら方向性を考える機会をつくる場所を設けてはと考えますが、教育委員会の指針をお聞かせください。

続いて2点目です。経済建設課の連携関係について。

令和3年度より、行政組織が改編されました。縦割り行政の弊害を少しでも解消できるようにとの試みと考えます。経済建設課には、商工・観光係、農業振興係、都市計画係など多岐にわたっています。各事務・事業は丁寧に執行されていると考えますが、平群町を元気にするためにも点を線に結びつけることが第一歩と思えてなりません。地域産業活性化推進事業、平群ブランド推進事業、観光資源整備事業などのコラボ企画で経費を抑え相乗効果を期待する施策などは、着目すべき視点と思います。今回の一般質問の私のテーマは、令和2年度を反省し、令和3年度を経て、次の令和4年度につなげるための質問です。事業部内の事業において、今後改善すべき点、今後の平群町にとって大事にすべき点をお聞かせください。

続いて3点目です。令和4年度における町行政の展望について。

令和3年度の予算執行も半年が過ぎました。出納閉鎖を終え、9月定例会は決算報告書が中心の議会審議となります。令和2年度の執行後の反省を踏まえ、令和4年度の指針を示す始まりと考えます。行政にとって重要なことは、時勢を考慮し、流れを考え導いていくことが第一と考えられてなりません。普通交付税算定に伴う増額などにより、財政調整基金に組み入れることで一定の余裕ができたように思えますが、まだまだ予断の許す状況ではないと思います。令和3年度に事業部制に編成し節約を心がけ、町民に安心安全を届けるがために変革をしたことをお聞かせください。

以上の3点です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長

教育部長。

○教育部長

それでは、長良議員御質問の1項目め、教育委員会総務課の今後の在り方についてお答えいたします。

まず、教育環境の整備・充実については、議員の御質問にもありましたが、情報教育推進事業として、国のGIGAスクール構想に基づく小中学校における1人1台のパソコン整備や教室におけるエアコンの設置、また主に児童・生徒が利用するトイレの洋式化など、年次計画を立てながら整備を進めています。今年度では、北小学校・中学校のトイレ改修工事や、こども園、小中学校トイレの自動水栓工事を実施しているところであります。ソフト面におきましても、町教育大綱の方針に基づき、こども園、小中学校へALT3名を派遣し、子どもたちの発達段階や教育課程に応じた外国語教育を実践しています。また、近年増加している不登校、保健室登校など様々な不安を持った児童・生徒のケアのため、学校現場や福祉部局、関係機関とも連携を取りながら対応しており、本年度においても、従来からのスクールカウンセラーに加え、県からスクールソーシャルワーカーを派遣していただき、各学校への定期的な訪問や、多岐にわたる相談や助言などの支援活動に御尽力いただいております。このように、ソフト・ハードの両面から先生方や保護者、子どもたちの目線に沿った運営を行っているところであります。

議員御質問の教員の働き方改革については、令和元年に奈良県教育委員会より、学校における働き方改革推進プランが示されています。これは教員の長時間勤務の是正により、子どもと向き合う時間を十分に確保し、教育の質の向上を図るとされたものです。平群町においても同様に、学校に対して校園長会や教頭主任者会など様々な機会を通じてノー残業デーを設けるなど、先生方の勤

務時間の縮減を図るよう指導を行っています。先生方の事務作業については、児童・生徒の出欠、成績や通知表の作成、健康診断の記録など多岐にわたり、勤務時間を減らし効率よくするために、令和元年度に町内小中学校で奈良県が進める奈良県統合型校務支援システムを導入しました。先生方が授業に専念し、児童・生徒に向き合う時間をより長く確保できるよう、校務支援システムの様々なツールを活用して時間外勤務の短縮につなげ、学校現場の働き方をさらに進めてまいります。

先生方の部活動指導に関しても、従来中学校では先生方が部活動指導員の顧問・指導員となり、放課後や土曜、日曜日の練習や各種大会への引率があり、これにも多くの時間が費やされていたのが実情であります。改善策として、現在は中学校へ部活動指導員を配置しており、先生方の負担軽減を図っています。今後も児童・生徒の学びのため、また先生方がより働きやすく、学校教育に取り組んでいただけるよう引き続き教育委員会と学校が連携してまいります。

以上でございます。

○議長

長良議員。

○2番

御答弁ありがとうございます。僕は議員にならせていただいて、ずうっと教育問題については毎回質問させていただいてます。というのは、平群町にとって、教育を通じていろんな形のボランティアが発生し、町に若い子どもや幼い子どもたちの声が聞こえることによって、次に次につながる永住の担い手になっていってもらえると、そう思うからこそ教育ってすごく大事ななと思っております。若い世代の方々が学校の支援システムや先生方の働き方によって、スリムに教育を子どもたちに真心を持って与えてあげて、また子どもたちが輝いた目で毎日学校へ行きたいと、おいしい給食を食べさせてもらってうれしいと。それをおじいちゃん、おばあちゃんが近くに住んでたら、ここで一緒に生きてきてよかったな、それが人口の減少につながらないように抑え込んで守っていく第一歩やと、僕はそう思ってるんです。そういった観点からもハード・ソフトの面から、ハードといえは予算も必要になりますけれども、ソフトの面で真心を持って教育関係の充実を行っていただければ、人が人を呼んでくれると僕はそう思う。ほかの市町村で、今、箱物を造ったり、地域を再編して、この町はちょっと変わっていくんやなと思えるような事業は、ほかの市町村であちらこちらにあると思います。平群町に今できることの中で、教育長、教育部長が今お二人が座っていただいている中で、教育で真心を持って次につながるように、ハードじゃなくてもソフトをどんどんどんどん入れていってやって、ボランテ

ィアや人生の先輩方を巻き込んで、そこの中心にいてる教育長、教育部長が申し訳ないですけど汗をかいていただいて、まちづくりの若い層の担い手になればと思い、今回この質問にさせていただきました。

すみませんけども、最後に教育長、僕のまとまりのない質問なんですけれども、まちづくりの担い手の教育の長として、どういう形でこれから進んでいけば、また令和4年につなげられるんだというお言葉があれば、教えていただいたらありがたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○議 長

教育長。

○教育長

部長答弁と重複する部分もあるかと思うんですけれども、議員お述べのように、本当に働き方改革によりまして、先生方が子どもたちの目線に沿って、ゆとりを持って子どもたちと向き合っていていただく、このことは非常に重要やと思っております。このことによりまして、いわゆる学級全体が子どもたちにとって居心地のいい、明るく楽しい集団となっていくんじゃないかな、このように考えております。これはピア効果といいまして、安心して居心地のよい学級集団の中では個人の能力や行動が全てプラスに働いていく、こういうふうな実験結果もございます。このことは何よりも保護者や家族の皆さん方の喜びではないかな、このように考えております。このことから部長答弁にもありましたように、教育委員会といたしましては、先生方にはゆとりを持っていただいて勤務していただき、そして子どもたちに親身に向き合っていていただく、このような環境づくり、いわゆる必要に応じた人材配置、環境整備、これを今後も引き続きしてまいりたい、このように思っております。

○議 長

長良議員。

○2 番

すみません、教育長、唐突な質問をさせていただいて。僕はね、いつでも思うんです。真心が全てやと。ハートのないような決まったことだけを押しつけていくよりも、今、平群町にとって、また教育現場にとって一番大切なのは優しい目と真心やと思ってます。すみませんけども、引き続き次のまた次年度に向けていい形でスタートをしていただきますように、どうぞよろしく願いいたします。僕の教育のはこれで結構です。

○議 長

事業部長。

○事業部長

二つ目の事業において、今後改善すべき点、今後大事にすべき点についてということでお答えさせていただきます。

経済建設課の事務分掌は、議員お述べのとおり、商工・観光係、農業振興係、都市計画係、建設係、住宅係と五つの係があり、業務内容は多岐にわたります。しかしながら、一つの課になるということで、情報共有の迅速化や類似関連業務の応援などによる事務の効率化、連携することによる相乗効果などが図れ、住民サービスの向上や行政需要の変化などに対応するため、効率的かつ機動的な事務執行ができるものと考えます。幾つかの関連性を例に挙げてみますと、本町が地域で誇れるものとしてブランド発信している品質の高い農産物が多く、また農産物を加工した特産品の開発に努めているところです。これらについての主な情報発信拠点として、農業振興の拠点でもある道の駅となります。信貴山城址や椿井城址の保全活動と観光資源として活用し、町外から訪れるハイキング客も多く、休憩施設としての道の駅にも多くの方が訪れています。また、生産性の高い農地の確保については、農業振興地域の農用地の保全について、農業委員会や農業者と連携して行っております。都市計画分野においては、住宅地開発や工業誘致、商業振興地域など良好な市街地の形成を目指すとともに、市街化調整区域における農業振興地域の用地など、メリ張りのある土地利用を誘導することにより、良好な住環境の確保や基幹産業である農業をはじめとした産業の活性化をより一層図ることが重要と考えております。また、職員の体制としては、先ほども申し上げましたが、災害時などにも課内の職員が連携することで、人員が確保でき、被災箇所への迅速な対応が可能であることも、今回の組織改編のメリットであったと考えております。

次に、改善すべき点との御質問ですが、現時点では経済建設課、事業部として、新たに組織改編された初年度でもありますので、反省点を云々する段階ではなく、今後、課の運営、部の運営をしながら考えていかなければいけないかなというふうに思っております。

次いで、大事にすべき点として、今後も平群町が誇れる魅力ある良好な住環境を守り、若者からお年寄りまで全ての人にとって住みたい、訪れたいと思われ安心で安全なまちづくりを目指すことであると考えております。

以上です。

○議長

長良議員。

○2番

事業部長、答弁ありがとうございます。今年新たに再編が始まったんでね、まだ反省しながら次につなげていくのは見当たらないっていうのは、当たり前

ですよね。せっかくこうやってしようと思ったのに、いきなり反省っていうたら、僕の聞き方が悪かったです。申し訳ありませんでした。僕が平群町にこうやって生活させてもらって、もう20年になるんですけど、やはり道の駅や、僕が一番何が言いたいかというと、若い子どもたちや農業がいろんなコラボをしながら、今も当然やってらっしゃるんですけども、どんどんどん何ていうかな、言葉の使い方が上手に表現できないかもわからんけど、マグマのようにコアなところがどんどんどん温かくなってきて、いい循環を回してあげる。その先導役にこの組織再編が繋がったらなと。この事業部が縦割りより横串を刺してどんどん進んでいったらなという思いからの質問だったんです。もう答弁は結構ですので。

続いてね、余談になって申し訳ないんですけど、住民福祉部のコロナワクチンでも、町民の方は物すごく早かったと、平群町ほんまに早かったと。ほかの市町村に比べてもどんどん速くて喜んで。これはまちづくりのためにはプラスやと思うんですよ。今の例は違う事業部の話になって、この事業部にとって失礼であったかもわかりません。これは三位一体の一つの例として、僕は今回質問させていただきました。どうか、町行政の方々も三つどもえと言うたらおかしいけれど、ぐちゃぐちゃっていうのも表現は下手くそやけども、絡み絡み回ってね、平群町が一生懸命に行政として働いてるんやっていうのを、まず住んでらっしゃる町民の方々に喜んでいただいて、そこから町外の人たちを誘導して導いていく、そんなまちづくりの事業部改変やと僕は思ってますんで、どうか事業部長も先頭切って申し訳ないですけど、どうぞよろしくお願いします。これで僕はこの部分については結構です。

○議 長

総務部長。

○総務部長

では、長良議員御質問の3点目、令和4年度における町行政の展望についてお答えさせていただきます。

現在、町財政は公債費の増加や少子・高齢化による税収の減収、公共施設の老朽化対策など、山積した行政課題に対応していかなければならず、将来負担を減らしていくことが何よりも重要なことと認識しております。御質問の節約を心がけ変革したことにつきましては、小さなことではありますが、毎月1日に実施しております部課長の会議ではペーパーレス化、職員の事務負担の減に向けた取組として、紙での資料配布を廃止し会議を行っております。また、カラーコピーの原則禁止や庁内職員間の通知文書の廃止や事務の見直しを徐々に進めているところでございます。

それと三役、部長による行政戦略会議では、横のつながりを強化すべく、各部より課題を出し、改善に向けた協議を行っております。そのほかとしまして、ふるさと納税の増収につきましては、新たな返礼品目の追加として、かんぼの宿の協力により宿泊プランが8月より追加されております。現在、奈良県と緊急財政健全化計画の見直しと支援について協議を重ねております。このことについても、実効性のあるものとしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

長良議員。

○2番

御答弁ありがとうございます。毎回、3点質問させていただいてるんですけども、いつも最後、総務部長に答弁いただいているんですけども、僕はね、こうやって1年生議員となって、9月議会が3回目なんです。今回のテーマは、前年度と本年度、来年度を見据えながらの9月議会にさせてもらおうと思って、この議会に座らせていただいています。僕が一番言いたいのは、やはり過去を反省しながら次につなげるがために、要るものは絶対要るんやと。この町の個性として使いたいんやというものに対しては、町長自ら発信していただいたら僕は構わないと思うんです。でないと、せっかく町長として、担い手として、僕も夢一つもなく、ただただ財政健全化のことばかり考えながら数字に追われる。でもね、僕はいつも家でも子どもに言うんやけど、U S J がしんどくなったときに、ジェットコースターを逆に乗ってしたところ、いきなりU S J がV字回復した、そういう例をテレビで見たことを子どもに言います。我々平群町にとって健全にやらないといけないことはもちろんなんですけれども、それを夢を持って、逆の発想をまとめることによって注目を浴び、また今住んでらっしゃる方々が喜んでくれてこそ、次につながっていくと僕は思っています。この最後の3番目の町行政の展望を今答えていただいて、かんぼの宿もしかり、やはりこの地域に住んでらっしゃる、またお商売をされている方をみんな巻き込んで次につなげる、着目すべき点だと僕は思っております。どうか、いろんな3方の4方のと絡みながら、次へつなげる施策を打って次につなげるように、どうぞよろしくお願いいたします。

僕の質問はこれで結構ですので、これからも町行政を担う方々、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長

それでは、長良議員の一般質問をこれで終わります。

あと5名の質問者がありますが、これをもって本日の一般質問を終了し、明

日改めて一般質問を行いたいと思います。

本日の会議はこれで延会したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。本日はこれで延会することに決定いたしました。明日は午前9時から本会議を開き、一般質問を続行します。

本日はこれにて延会をいたします。

(ブー)

延 会 (午後 3時15分)